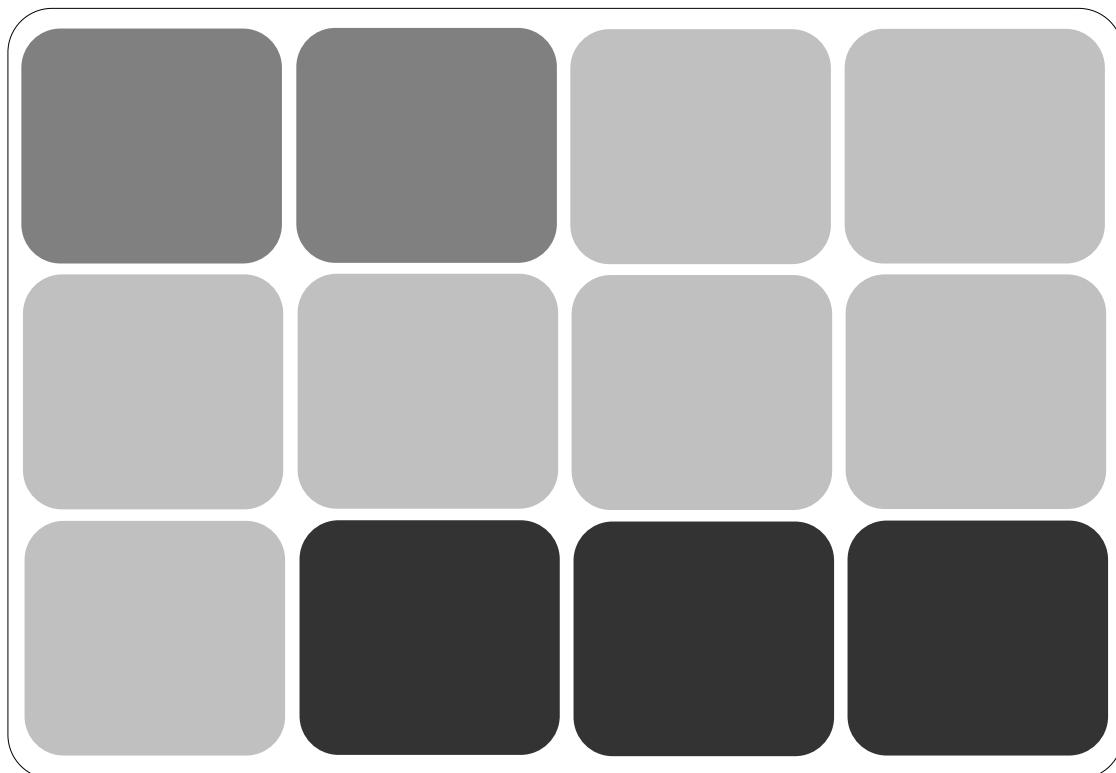


案

「自治基本条例に関する事項（答申）」
最終報告書



平成 26 年 3 月
弘前市自治基本条例市民検討委員会



【凡例】

- 1 『方針』には、その項目について、自治基本条例上そのように取り扱うべきとして決定した内容（趣旨）を記載しています。
- 2 『キーワード』には、『方針』の内容において、特に重要な用語等として位置付けたもので、条文化の際、使用して欲しいものを記載しています。
なお、その一部に「～」の表記がありますが、これは、その部分も含めてキーワードとするのではなく、その部分は、キーワードから除くことを意味しています。
- 3 『解説』には、『方針』の内容の具体的な考え方を記載しています。
- 4 『その他の意見』には、『方針』の内容には盛り込まなかつたものの、当委員会の会議での意見や各主体から出た意見を記載しています。
なお、意見の後の括弧書きには、意見を出した主体名を記載しています。
(括弧書きがないものは、当委員会の会議での意見です。)

はじめに（最終報告に当たって）

自治基本条例とは、まちづくりの主体となる市民・議会・執行機関それぞれの役割や市民がどのようにまちづくり（＝自治）に参加するのかなど、まちづくりにおける理念や役割、仕組みなどを定めるものです。

その条例の制定は、平成12年の北海道ニセコ町から始まり、地方分権改革などに伴う自立したまちづくりの確立に向けた取り組みの一環として、全国各地で進められています。

本市では、平成24年6月18日、私たち12人で組織する弘前市自治基本条例市民検討委員会が設置され、自治基本条例に盛り込むべき項目、その内容等について、市長の諮詢を受けました。

それ以降、自治基本条例に関する勉強会を初め、「弘前市のまちづくりにおいて重要なことは何か。」というテーマを設定した議論、そして、自治基本条例に盛り込むべき項目を大きく5つに分類した議論をするなど、審議方法にも意を用いてまいりました。

その中で、自治基本条例には子どもの権利を入れたい、学生もまちづくりの主体としてとらえるべきではないか、市長車座ミーティング等の仕組みは、今後も継続して実施されるよう自治基本条例で担保できないかなど、本市の特性を考え、弘前ならではの条例をつくりたいという強い思いで審議をし、平成25年7月に中間報告書としてまとめました。

その後、当委員会では、まちづくりの主体に位置付けている学生、子ども、コミュニティ、事業者の方々と直接お会いし、中間報告書に対する各主体特有のご意見を伺うとともに、市議会議員の皆様、執行機関からのご意見も頂戴し、結果として中間報告書に対する各主体からのご意見は、述べ150件程にも及んだものであります。

平成26年1月下旬からは、それらのご意見を個々に審議し、一部、中間報告書の内容を見直したところですが、やはり、まちづくりの基本は、市民、議会、執行機関という3者の協働であるという結論に達したものであります。

この度、その結論を含め、これまでの審議結果を自治基本条例の内容等に関する最終報告書として答申いたしますので、本報告書の内容が本市の特性を生かした弘前ならではの条例制定を考えていく上での一助となれば幸いです。

最後になりますが、この報告書の作成に当たり、ご意見を提出していただいた市民、議員、執行機関の皆様、また、快く意見聴取に応じていただき、貴重なご意見をいただいた学生、子ども、コミュニティ、事業者の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

平成26年3月●●日

弘前市自治基本条例市民検討委員会

目 次

【はじめに（最終報告に当たって）】

【目次】

【I 自治基本条例の必要性】

1 必要性の有無	1
2 その理由	1

【II 条例の題名、体系等】

1 題名	2
2 体系	3
3 条文の形式（文体）	4

【III 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容】

1 前文	5
2 総則	7
(1) 目的	7
(2) 定義	8
(3) 条例の位置付け	10
(4) 基本理念	11
(5) 基本原則	12
3 主体とその役割等	14
(1) 主体	14
(2) 主体の役割等	16
ア 市民の役割	16
イ 学生の役割	18
ウ 子どもの権利等	19
エ コミュニティの役割	20
オ 事業者の役割	22
カ 議会の役割	23
キ 執行機関の役割	25

4 協働の推進	27
5 まちづくりの仕組み	28
(1) 行政運営	28
ア 総合計画	28
イ 財政運営	29
ウ 評価	31
エ 意見、要望、苦情等への応答義務	33
オ 危機管理体制の確立	34
カ 市民力等の推進	35
キ 説明責任	36
ク 情報公開、情報提供等	38
ケ 個人情報保護	40
コ 意見聴取手続	41
サ 附属機関の運営	42
(2) 住民投票	43
(3) 市外の人々、国等との連携	45
ア 市外の人々との連携等	45
イ 国等との連携	46
ウ 国際社会との交流及び連携	47
6 この条例の実効性の確保	48
(参考1) 概要版	50
(参考2) 中間報告書の主な変更点及びその理由	57

【IV 資料】

1 弘前市自治基本条例市民検討委員会条例	60
2 弘前市自治基本条例市民検討委員会 委員名簿	62
3 質問書（写）	63
4 調査審議の経過	64
(1) 会議の内容等	64
(2) 会議等の様子	68
5 今後のスケジュール	70

(参考：弘前市民憲章（平成 24 年 1 月 1 日制定))



【I 自治基本条例の必要性】

1 必要性の有無

本市において、まちづくりの理念や役割、仕組みなどを定める条例は、必要であると考えます。

2 その理由

現在、本市においては、市民参加型まちづくり1%システムなどの仕組みにより、町会やNPO等の従来のかかわりに加え、新たなコミュニティによるまちづくりが定着しつつあると感じています。

しかし、地方分権や地域主権改革により、地域の課題は、地域自らの責任で考え、解決していくという自律性、独自性を持った行政運営が求められているとともに、急速な少子高齢、人口減少社会の到来や市民ニーズの多様化などにより、社会環境が大きく変化する中で、従来の行政運営では、様々な課題に対応することが困難になってきているといった状況において、市民の幸せな暮らしを実現するためには、市民、議会、執行機関の役割を分担し、協働によりまちづくりに取り組んでいく必要があります。

その協働によるまちづくりを継続的に実践していくためには、~~人によって首長の考え方~~に左右されないまちづくりの指針となるものが必要であると思うためであります。

また、その内容を変更する際は、しっかりとした議論を経る必要があることから、議会の議決を要する条例で定める必要があると思います。

◎決定後削除

（再提案：意見25後段考慮）

その協働によるまちづくりを継続的に実践していくためには、~~しっかりとした、恒久的なまちづくりの理念、仕組み~~となるものが必要であると思うためであります。

【Ⅱ 条例の題名、体系等】

1 題名

«方針»

本市のまちづくりの理念や役割、仕組みなどを定める条例の題名は、「弘前市協働によるまちづくり基本条例」とします。

＜解説＞

この条例をみんなが見て、理解しないと意味がないので、柔らかい印象を与えることが大切であると考えます。

ただし、まちづくりの理念や役割などを定めるものなので、あまり軽すぎず、身近に感じられながらも崇高なものというイメージが適当であると考えます。

また、広く周知を図る上では、インパクトのある伝わりやすいものとするため、通称を設けることも必要であると考えます。

＜その他の意見＞

- a 協働を分かりやすくしたようなものにしたい。
- b 題名から弘前らしさを意識したものにしたい。
- c 「協働による」という修飾を付さず、「弘前市まちづくり基本条例」でも分かるのではないか。（議員）

（注） 本報告書は、諮問に対する答申（最終報告書）であることから、「I 自治基本条例の必要性」というタイトルなどの一部においては、当該諮問で使用されている「自治基本条例」という用語を用いています。

＜その他の意見＞には、«方針»の内容には盛り込まなかったものの、当委員会の会議での意見や各主体から出た意見を記載しています。

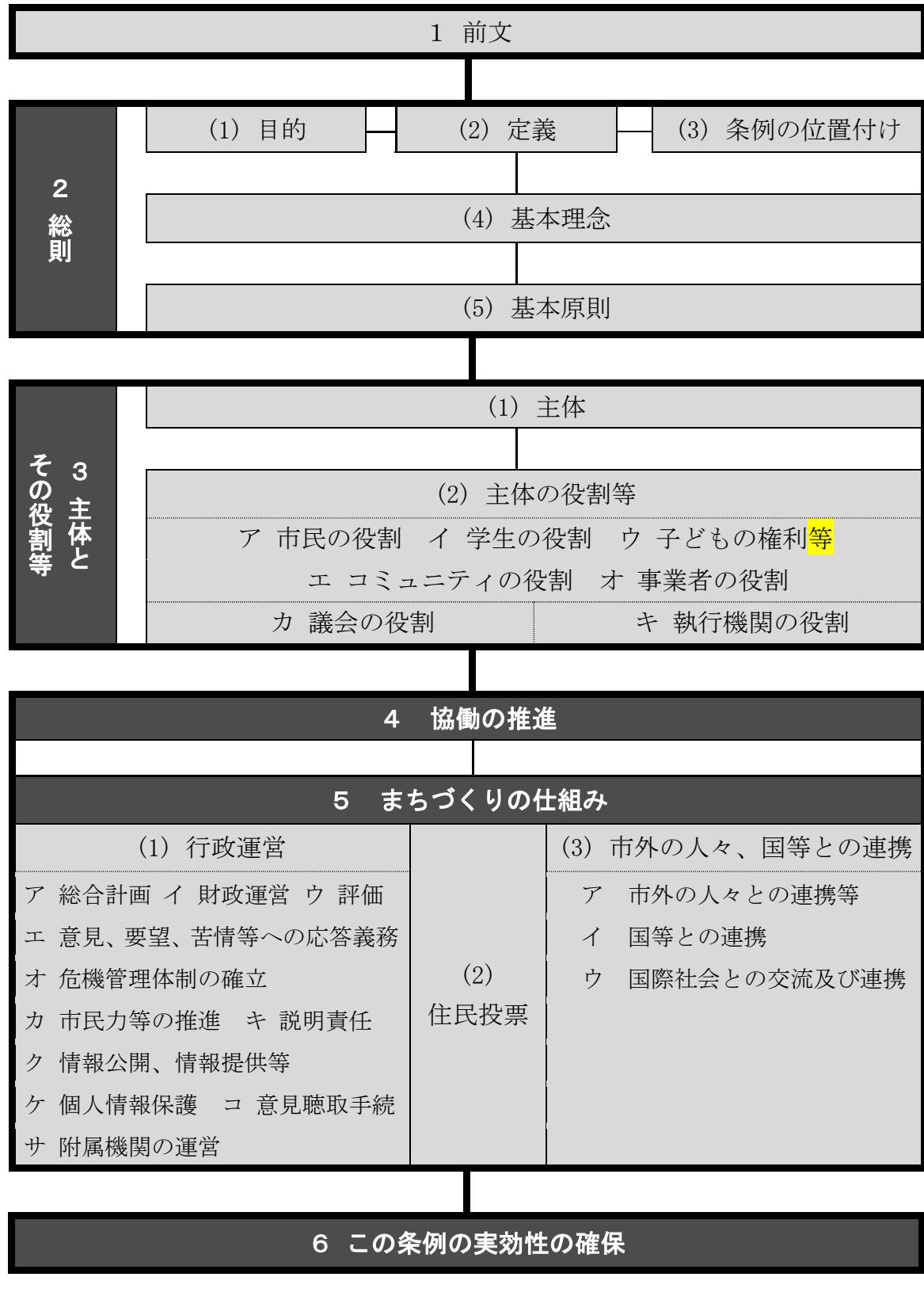
なお、意見の後の括弧書きには、意見を出した主体名を記載しています。
(括弧書きがないものは、当委員会の会議での意見です。)

注 この報告書において「協働」とは、まちづくりにおいて、市民等、議会及び執行機関が相互に補完し、及び特性を尊重するとともに、それぞれの役割に応じて取り組むことをいいます（8頁の定義にも記載しています。）。

2 体系

『方針』

この条例の体系は、次のとおりとします。



＜解説＞

この条例の体系は、法令、条例等における一般的なルールに基づき、本則であれば、総則的規定（目的規定、定義規定、解釈規定等）、実体的規定、雑則的規定の順とし、その中で、条例に盛り込むべき項目の内容に応じ、上下関係とするなどの体系化を図るべきと考えます。

＜その他の意見＞

市民参加と協働が仕組みの中心となるので、条例のつくりとしては、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営のうち協働、参加に関するものと市民参加に当たる同(2) 住民投票を1つのくくりとした項目を設けて、協働・市民参加のまちづくりの浸透を図る方法もあると思う。

3 条文の形式（文体）

＜方針＞

条文の形式は、前文・本文とも「です・ます体」とします。

＜解説＞

法令、条例等の一般的なルールである「である体」とするよりも、親しみやすく、また、内容を分かりやすくするために、この条例については、前文・本文とも「です・ます体」とすべきであると考えます。

＜その他の意見＞

「です・ます体」の方が分かりやすくていいという印象はあるが、一般的なルールとの兼ね合いもあると思うので、どちらを優先して良いのか決め難い。

【Ⅲ 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容】

1 前文

《方針》

この条例の前文は、文章が長くならないように配慮し、次の4つの項目について、**本市の特徴**を的確にとらえた内容を盛り込むべきであると考えます。

- ① まちの歴史、文化等
- ② まちのあるべき姿
- ③ 市民の主体性や市民・議会・執行機関の協働が重要であること
- ④ この条例を制定する意義

その点を踏まえ、具体的に文章化すると、次のようにになりますので、この条例の前文の例（イメージ）としてお示しします。

(この条例の前文の例)		項目
本市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、緑豊かな自然環境に恵まれています。		①
また、学都として教育も充実し、地域のコミュニティによる活動も根付いているなど、自然との共生を図りながら、地域ならではの文化・生活が営まれてきました。		①
先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、今後も時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、次代を担う子ども達へ継承していかなければなりません。		②
この住みよいまち、「あずましい ふるさと」を笑顔でつないでいくためには、弘前を愛する心を育み、まちづくりの担い手を育成するとともに、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。		②③
従って、市民の主体性を尊重するというまちづくりの基本理念や市民、議会及び執行機関の役割、それらによる協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みなどを明らかにし、その仕組みに基づく継続的な取組により、市民の幸せな暮らしを実現するために、 本市のまちづくりの基本 とする弘前市協働によるまちづくり基本条例を制定します。		④

《キーワード》

- 1 先人たちが築き上げてきたこの住みよいまち
- 2 次代を担う子ども達へ継承
- 3 あずましい ふるさと
- 4 市民、議会及び執行機関の役割、それらによる協働のあり方
- 5 市民の幸せな暮らしを実現

＜解説＞

前文に記載する項目として一般的であるまちの歴史、文化等、『方針』に記載の4項目については、この条例の内容を簡潔に表現する意味でも、前文のボリュームに配慮しながら、全て盛り込む必要があると考えます。

そして、それぞれの項目の内容については、弘前特有のものを盛り込むとともに、弘前市民憲章（※ 目次の裏の頁に掲載しています。）にある「あずましい まちづくり」という津軽弁の表現も取り入れながら、この条例の制定意義や全体像を的確に伝える必要があると考えます。

＜その他の意見＞

- a 弘前ならではのものとして、歴史的建造物のほか、景観、生涯学習、大学生などがあるので、その辺も前文に盛り込めばいいと思う。
- b 目指すまちづくり、まちのあるべき姿として、子どもの笑顔あふれるまち、挨拶が交わされるまちというのを明記したい。
- c 私たちの弘前は、ひとづくりが基本であって、文化も含めて、次の担い手であるひとづくりをどの組織でも、どこにおいても、みんなで心して取り組んでいくことを盛り込むことはできないか。（コミュニティ）
- d 市民全ての力を集めて、お互いに力を持ち寄って、本市を良くしようということにこの条例の基本があると思うので、それが真っ先に出てきてもいいと感じた。
(事業者)



注 「コミュニティ」、「市民」等の用語の意義は、8頁の定義に記載しています。

2 総則

（1）目的

《方針》

この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本的な事項を定めることにより、協働による継続的なまちづくりの進展を図り、市民の幸せな暮らしを実現することを目的とします。

《キーワード》

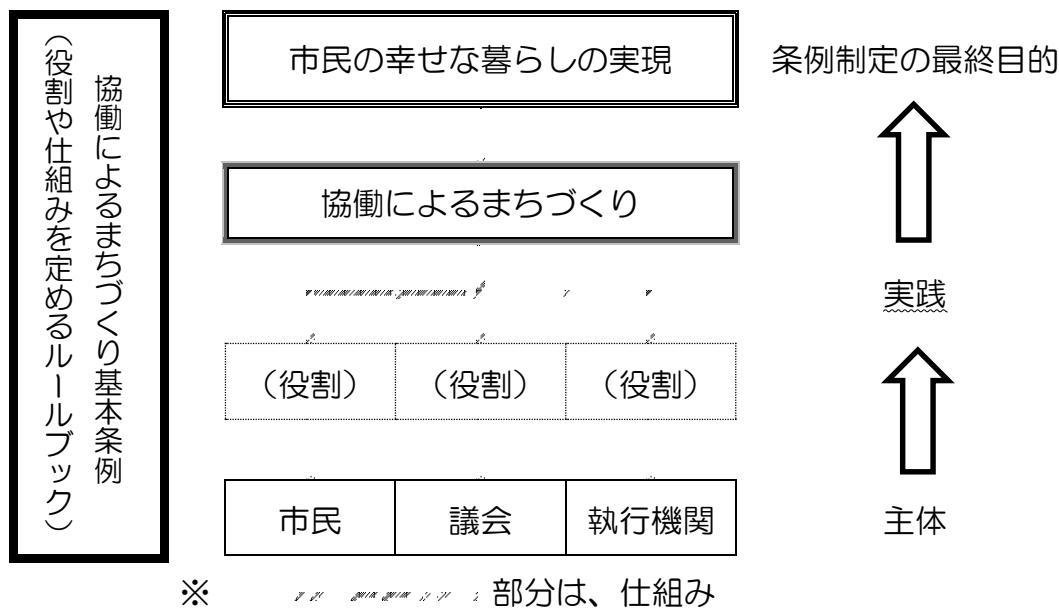
- 1 協働
- 2 市民の幸せな暮らし

《解説》

この項目では、この条例の内容やねらいを簡潔に表現し、この条例により目指すところ、条例制定による最終目的を伝えることが重要であると考えます。

その最終目的については、前文や基本理念との整合性に十分配慮し、市民の幸せな暮らしを実現することとしていますが、あくまでもこの条例に定める理念の継続的な実践によりその目的が達成されることを明確にするため、理念として掲げる協働を前提として盛り込んでいます。

（参考）この条例の最終目的達成までのイメージ図



《その他の意見》

- a 仮に、この条例の最終目的を自治の実現としたときには、団体自治と住民自治という概念があるし、そのニュアンスがつかみづらいと思う。
- b 市民の幸せな暮らしを実現するという表現は、漠然としていて、結局何か分からないので、もう少し具体的なものを示してほしい。（学生）

(2) 定義

『方針』

主体の「市民」 = 「市内に居住する全ての者」など、国語的又は社会通念上の解釈に比べ、当該用語の意味に広狭の幅があり、この条例の解釈上疑義が生じるおそれがあると思われる次に掲げるものについては、定義規定において、用語の意義を定めるべきであると考えます。

- ① 協働 まちづくりにおいて、市民等、議会及び執行機関が相互に補完し、及び特性を尊重するとともに、それぞれの役割に応じて取り組むこと。
- ② 市民 市内に居住する全ての者
- ③ 学生 市内に居住し高等教育機関に在学する者又は市内に存する高等教育機関に在学する者
- ④ 子ども 市内に居住する義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒
- ⑤ コミュニティ 市内に事務局を置き、営利を目的とせず、複数のもののために活動する団体
- ⑥ 事業者 市内に事務所、営業所等を置き、営利目的で活動しているもの
- ⑦ 市民等 市民、学生、子ども及びコミュニティ
- ⑧ 議会 議員によって組織する合議制の機関及びそれを補助する議会事務局の職員
- ⑨ 執行機関 市長及び行政委員会並びにそれらを補助する職員

- ⑩ 市民力 まちづくりにおいて、市民が自主的につながりを広げ、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組む力
- ⑪ 学生力 まちづくりにおいて、学生が自主的につながりを広げ、その特性を生かして、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組むとともに、その取組の中でまちづくりを学び、次の取組に生かしていく力
- ⑫ 地域力 まちづくりにおいて、当該地域を構成する者が自主的につながりを広げ、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組むとともに、その取組の中でつながりを深め、次の取組に生かしていく力

B (⑪ ①～⑩に定めるものほか「市民力」、「学生力」、「地域力」等)

⑬又は⑩ 市外の人々 市外に在住し、市内に通勤、通学等をし、又は本市の出身であるなど、本市にかかわりがある人々

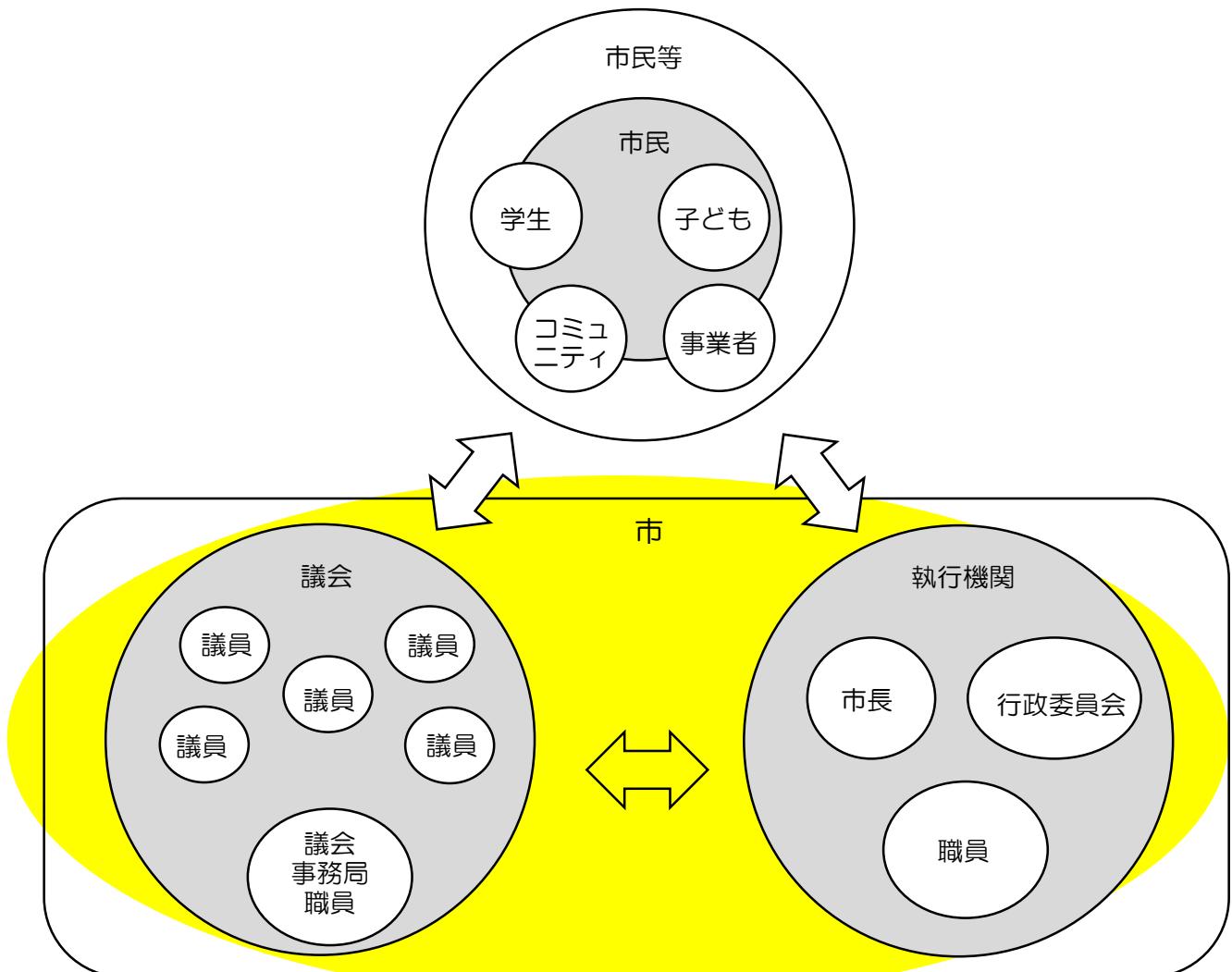
＜解説＞

この条例に関する事項を審議するに当たり、各主体の範囲や基本理念に位置付けている協働等の意義に関する議論は欠かせないことから、十分に議論し、この報告書を分かりやすくするためにも、その議論の結果を定義として盛り込んでいます。

今後、実際に条文化するに当たっても、その内容を分かりやすくするためには、この定義という項目は、非常に重要であると考えます。

（参考）各主体のイメージ図

（各主体の範囲は、14頁3　主体とその役割等（1）主体にも記載しています。）



＜その他の意見＞

a 「協働」という言葉は、経営でも使われていて、意味合いは理解できるが、逆にクレーマーのような人が利用する気がするので、しっかりと働く人でないと言う権利がないということを含めて、協働の意味をより強くうたって欲しいと思う。（コミュニティ）

b この条例の中で、協働の主体がはっきりしておらず、分かりづらいといったことになっていると思うので、行政の市民もいれば、会社、NPOの市民もいて、みんなが市民であるということを記載すれば、分かりやすくなると思う。

（事業者）

（3）条例の位置付け

《方針》

- ア この条例は、本市のまちづくりの基本として位置付けます。
- イ 市民等は、まちづくりに参加するに当たり、この条例の趣旨を尊重するよう努めるものとします。
- ウ 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を尊重するものとします。

《キーワード》

- 1 まちづくりの基本
- 2 この条例の趣旨を尊重するよう努める
- 3 各種計画～この条例の趣旨を尊重する

＜解説＞

a 《方針》ア

自治基本条例を最高規範として位置付けている自治体も見受けられますが、本市で制定しようとする条例は、効力的に優越させるのではなく、あくまでもまちづくりの基本的な設計図、基本となるものとしてとらえるべきであると考えます。

b 《方針》イ及びウ

この条例に基づくまちづくりを進めるためには、単に基本として位置付けるだけではなく、市民等にあっては、まちづくりにおいて最大限にその趣旨、精神を尊重するよう努め、市にあっては、条例、総合計画はもちろん、その他の各分野に関する計画の策定等において、常にこの条例の趣旨、精神を尊重することが重要であると考えます。

＜その他の意見＞

a 自治基本条例をつくっただけとならないように、その理念等を全体に行き渡らせるためにも、自治基本条例に最高規範性を持たせるべきである。

b 中間報告書（先ほど）の内容説明において、この条例の趣旨の尊重は、この条例の内容を色々なところに浸透させる意図であるということであったが、その方が理解しやすかったので、そういう表現にすれば、より理解が深まると思った。
(学生)

c 条例の趣旨を尊重しなければならないということは、事実上、市議会議員の意見も拘束してしまうので、2箇所の尊重規定（住民投票及び条例の位置付け）を削除することで、全ては丸く収まると考える。（議員）

(4) 基本理念

《方針》

本市のまちづくりは、人権が尊重され、市民が幸せに暮らすため、市民の主体性を尊重するとともに、それぞれの主体の役割に応じ、協働により取り組むことを基本的な考え方とします。

《キーワード》

- 1 人権が尊重され、市民が幸せに暮らす
- 2 主体の役割に応じ
- 3 協働

《解説》

まちづくりの最終目的を人権が尊重され、市民が幸せに暮らすこととし、その実現のため、市民主体という住民自治によるとともに、役割に応じた連携・協力という協働の精神を意識して、まちづくりに取り組むことが極めて重要であると考え、その2つをまちづくりの基本的な考え方、方針に位置付けています。

《その他の意見》

- a まちづくりに対して求められる姿勢は、子どもが目の前にいるつもりで仕事をするといったような倫理観を持つことだと思う。
- b 元気良い挨拶は、明るいまちづくりと人間関係を築く上で重要なものであると思うため、人間味あふれる明るいまちづくりを基本的な方針としたい。
- c 基本理念については、あるべきまちの姿か、まちづくりの方法の基本というイメージとするのかは、議論した方がいいと思う。
- d 協働によりまちづくりを実施するときには、一部の人や団体だけの参加であれば、ごく一部の市民主権ということになりかねないため、市民全般、広く市民を巻き込むことが重要であり、そのためにも条例の周知は、本当にお願いしたいところである。（議員）

（5）基本原則

《方針》

本市のまちづくりは、次に掲げる原則に基づき、進めるものとします。

① 協働の原則

全ての主体は、まちづくりにおいて、相互に補完し、及び特性を尊重するとともに、それぞれの役割に応じて取り組むものとします。

② 住民自治の原則

市民等は、一人ひとりが自分や自分たちに関する事を自らの責任において取り組む意識を持ち、公共の福祉の増進に向けて、主体的に取り組むものとします。

③ 情報共有の原則

市は、市民等の知る権利を保障するとともに、市民参加を促進するため、積極的に情報公開及び情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報を共有できるように努めなければならないものとします。

④ 参加・環境づくりの原則

○ 市民等は、それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

○ 市は、まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加しやすい環境づくりに努めます。

○ 執行機関は、必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うものとします。

《キーワード》

- 1 相互に補完し～特性を尊重する
- 2 協働により取り組む
- 3 自らの責任
- 4 主体的
- 5 知る権利を保障する
- 6 市民参加を促進する
- 7 それぞれの環境に応じ
- 8 参加する機会を設ける～それに参加しやすい環境づくりに努め

《解説》

a 《方針》①

個々の主体でまちづくりに取り組むのは、限界があるので、それぞれの主体の

役割を明確にし、特性を生かしながら協働により取り組むことがまちづくりにおいて特に重要であると考えます。

b 『方針』②

行政（市）任せではなく、自分たちのまちは、自分たちで作っていくという自治意識を持ち、主体となって取り組んでいくことがまちづくりの進め方の基本であると考えます。

c 『方針』③

まちづくりにおいて、市の情報は必要不可欠であることから、それを市民の知る権利としてとらえるとともに、積極的な情報公開及び情報提供が市民参加の大前提であることから、市は、それを行い、全主体の情報共有に努めることを義務付けています。

d 『方針』④

参加の原則は、学生及び子どももまちづくりの重要な主体として当然に含め、市民等が年齢、日常生活等の環境に応じ、できる限りまちづくりにかかわること、そして、市が市民参加の機会を設け、それに参加しやすい環境づくりに努めることという2つの視点があると考えます。

その中で、執行機関においては、必要に応じ、コミュニティのネットワークの構築やNPOのコーディネートなどの活動を支援することがまちづくりの進め方の基本であると考えます。

＜その他の意見＞

- a 多様な問題を抱える現代のまちづくりにおいては、様々な市民がかかわっていく必要があるという意味で、行政と市民の多様な協働が必要不可欠であると思う。
- b まちづくりを考える上では、主体は住民で、住民が共助で取り組むということを重要視したい。
- c 弘前を愛していれば、自ずとまちづくりに参加し、弘前が良くなるように心掛けると思うので、弘前を愛する意識を高めることが、まちづくりにおいては、重要であると思う。

d 中間報告書には、色々なことをやりましょうということが非常に多く書かれて
いるが、それを実現するために必要な裏付けとして、自らの税収入、その他の収
入で賄う自主性、独立性という基本の原理原則について、記載があってもいい。
（事業者）

3 主体とその役割等

（1）主体

《方針》

ア 次に掲げるものをまちづくりの主体とします。

- ① 市民 市内に居住する全ての者
- ② 学生 市内に居住し高等教育機関に在学する者又は市内に存する高等教育機関に在学する者
- ③ 子ども 市内に居住する義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒
- ④ コミュニティ 市内に事務局を置き、営利を目的とせず、複数のもののために活動する団体
- ⑤ 事業者 市内に事務所、営業所等を置き、営利目的で活動しているもの
- ⑥ 議会
- ⑦ 執行機関

イ 市民、子ども等の範囲を「市内に居住する」としましたが、市外に居住し、市内に就業、就学、活動する人たちも排除せず、そういう人たちのまちづくりへの参加も促すような条文が必要です。

⇒ この方針については、「5 まちづくりの仕組み (3) 市外の人々、国等との連携ア 市外の人々との連携等」の方針に含めていますので、この項目で定める必要はありません。

《キーワード》

- 《方針》ア①～⑦の各主体の名称のとおりです。

＜解説＞

a まちづくりの主体を大きく分類すると、「市民」、「議会」、「執行機関」となりますが、《方針》ア①「市民」は、個々人を指し、その個々人の地縁を基盤とした集まりやテーマで結び付いた集まりで、まちづくりにおいて重要な役割を担っている同④「コミュニティ」があると考えます。

b 《方針》ア①

市民の範囲については、住民自治は、そこに住んでいる人が幸せに暮らすため、自分達が何をするかというものであるため、市内に居住する全ての者としています。

c 《方針》ア②

市内外から通う学生の多さは、本市の特性であるとともに、学生自体、若く、各自様々な専門分野で学んでいるなど、多様な力を秘めており、特に個性的な主

体であると考えます。

それらのことから、学生は、積極的にまちづくりにかかわって欲しいという期待を込め、市外から通う学生も含めて、主体として位置付けています。

d 『方針』ア③

子どもは、将来、このまちをつくっていく担い手であることから、主体として位置付けています。

e 「学生」と「子ども」は、年齢でくるよりも、学校等のくくり方の方がそれぞの特殊性、役割をイメージしやすいため、それらの用語としています。

f 『方針』ア⑤

事業者は、そこで働いている人たちの力も含めて相当大きく、まちづくりにかかわる事業者が増加することにより、弘前により一層元気が出てくると思い、主体として位置付けています。

g 各主体の範囲については、<解説> b の市民の範囲の考え方を基本として決定しています。

ただ、市内に居住していない人たちのかかわりも重要であることから、『方針』イのとおり、そういう人たちの参加も促すような条文が必要であると考えます。

h 一人暮らしの高齢者等の声は、町会等地域のつながりで採り上げ、地域で解決できるものは解決するといった体制の構築を期待し、主体として区別していません。

<その他の意見>

a 障がい者、高齢者等マイノリティーな方の声を埋もれさせないため、そういう方のカテゴリー（主体）があってもいいと思う。

b 目的を持って弘前で活動している人や生活の場としている人は、市民という主体に含まれると思う。

c 主体として位置付けるのは、能動的に弘前のまちづくりにかかわっていける人たちだと思うので、子どもを主体としてとらえるかどうかについても、そういう視点で考える必要があると思う。

d 子どもという主体の範囲は、児童福祉法などの法律上の定義を参考にとらえた方が分かりやすいと思う。

e 市民とは、日本国籍を有する、ないしは、選挙権を有する弘前市民とはしておらず、その理由が何ら示されていない不明確なものであるため、中国人、韓国人のような外国人や国政問題等々で全国をまたにかけて反対運動の度に移動しているプロ市民であっても含まれてしまうが、まちづくりは、政治が関わっているので、全ての人たちを含むわけにはいかない面がある。

その問題点を考慮しなければ、だいぶ問題のある自治基本条例になってしまいそうである。（議員）

f 事業者、コミュニティを主体とすることに反対である。

⇒ 市外から大量に流入すれば、住民投票の結果に影響する危険性がある。（市民）

（2）主体の役割等

ア 市民の役割

《方針》

市民の役割は、次のとおりとします。

- ① まちづくりの主体であることを認識すること。
- ② 市民力の向上に努めること。
- ③ 地域において安心安全に暮らしていけるように、自らがその環境づくりに取り組むよう努めること。

《キーワード》

- 1 まちづくりの主体
- 2 安心安全

＜解説＞

- a 「主体の役割等」の「役割等」とは、役割のほかに、その主体が有する権利もあるため、そのような表現としています。
- b 《方針》①
市民の役割として挙がった「町会活動に関心を持って欲しい。」「自分の地域のことを自分で考える意識を持って欲しい。」などの意見を簡潔にまとめています。
- c 《方針》②
まちづくりにおいては、構想における市民の立案力、自治の向上が重要であります。参加のスタイルは、NPO、ボランティア等多岐にわたり、参加の仕方までは強制できないので、マインドアップし、人として熟成しながら、その人の環境、状況に応じて参加していくことが重要であると考えます。
- そういったことから、個人のスキル、自治意識という内面的・精神的なものと市民参加という実践的なものを併せて、市民力という表現をしています。
- d 《方針》③
市民は、《方針》①及び②の役割だけでなく、安心安全に地域で暮らしていく権利を当然に有しておりますが、より一層の向上を図るために、市民として自らがその環境づくりに取り組むよう努めるという重要な役割があると考えます。

＜その他の意見＞

- a 町会加入の扱いについて、極論だが、この条例で市民に義務付けることも可能だと思う。

ただ、「町会の活動に積極的に参加する。」というようなもう少し柔らかい表現もあると思うので、その辺は、当委員会で議論すべきだと思う。

- b 市民は、市政へ参加する権利を有しており、政策立案の過程から積極的に参加して、アイディア、意見等を出すべきであると思う。
- c 今の子ども、高校生たちが次の未来をつくっていくわけで、その子ども達につないでいくというつなぎ役をしていくのが大人の役目であると思う。
- d まちづくりに意欲のある子どもは、自分からかかわりたいと思っているが、中には、そういったことを考えていない子どももいるので、小さいときから家庭で教える環境を作つてあげたいと思う。（事業者）



イ 学生の役割

《方針》

学生は、まちづくりの場において、特性を生かして新鮮味のある提案をし、又は実践をするなど、学生力を発揮するよう努めるものとします。

《キーワード》

- 1 特性
- 2 新鮮味のある提案～実践

《解説》

学生は、各自様々な専門分野で学んでいる、全国各地から集まっている、失敗も許されるなどの特性を生かして、色々なことにチャレンジして欲しいと考え、そのような内容としています。

《その他の意見》

- a 学生は、いずれ卒業することから一過性という批判もあるため、学生が次の学生へつなげ、まちの中で意味を持って続く活動をすることが大事であると思う。
- b 学生は、入学、卒業しても、また次の学生が入学するという新陳代謝があり、常に若い考え方を持ち合わせているため、その時代に応じた若い考え方を吸い上げることが重要だと思う。
- c スポーツなどの活気のある行事に子どもを巻き込むときは、やはり学生が中継役、いわゆる子どもと大人の間に入るような役目があるという気がする。
- d 学生は、市外から来ている人も多く、本市の本当の文化が分からぬと思うので、そういったことも覚えるということも非常に大切であると思う。（コミュニティ）

ウ 子どもの権利等

《方針》

子どもは、将来にわたりまちづくりの担い手となることから、次に掲げる権利等を有するものとします。

- ① まちづくりに参加する権利
- ② まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む機会を与えられる権利
- ③ まちづくりにかかわり、その経験を積むこと。

《キーワード》

- ▶ 1 まちづくりの担い手
- ▶ 2 愛着心
- ▶ 3 主体的に考える力
- ▶ 4 経験を積む

《解説》

子どもは、まちづくりの担い手としてしっかりと位置付け、積極的に意見を吸い上げる機会を設けていくべきであると考えます。

そうしたことから、①及び②のように、まちづくりへの参加などを権利として位置付けることにより、子どもに安心感を与えて、まちづくりへの参加を促し、大人はそれを支えるといった関係性でまちづくりを進めていく必要があると考えます。

一方で、子どもは、まつりへの自主的な参加や子どもの声として求められる機会も増えてきており、既に担っている役割もあると考えます。

従って、そのまちづくりへのかかわりを大切にし、子どもが考えて大人が気付かれるといういいまち、そして、その経験を人材育成にもつなげたいという思いを込めて、③のような内容としています。

《その他の意見》

- a 子どもについては、色々な形で意見を吸い上げる環境を大人がつくるという考え方になると思う。
- b 子どもは、活動が学校に集中しており、学校外の活動が少ないため、子ども会活動など、地域のまちづくりへ積極的に参加して欲しい。
- c 子どもは、まちづくりにおいては保護の対象としてとらえるのではなく、一市民として少なくとも自分にかかわる問題には参加すべきであると思う。
- d 主体の役割等において、子どもに権利という言葉を使っているが、これから成長していく子ども達にとって、今から権利という言葉を植え付けていいのか疑問であり、むしろ、健全な子どもを育てるためには、社会における役割を果たすように位置付けた方がいいと思う。（事業者）

エ コミュニティの役割

《方針》

コミュニティの役割は、次のとおりとします。

- ① 町会その他の地縁を基盤とした団体は、担い手の育成に努め、その組織、活動等の充実を図り、それらを継承していくこと。
- ② 市民活動団体その他のテーマで結び付いた団体は、当該団体相互の連携に配慮するとともに、専門性を生かした取組をすること。

《キーワード》

- 1 担い手の育成
- 2 組織、活動等の充実～継承
- 3 団体相互の連携
- 4 専門性を生かした取組

《解説》

a 《方針》①

町会は、加入率等の課題はあるものの、市民に一番身近なコミュニティであり、その町会が充実しないとまちづくりは始まらないというぐらい重要なものであることから、町会という組織と町会の活動をしっかりと残していくべきであると考えます。

b 《方針》②

同じテーマの団体でも別々に活動している現状を踏まえ、まずは、団体間の連携、一体感の醸成が重要であると考えます。

その上で、当該団体の専門性という特性を生かした取組をして欲しいと考えます。

《その他の意見》

- a 町会に加入し、活動するとすごくいいという意識を皆で共有することが必要だと思う。
- b 町会は、まちづくりの重要な担い手であることから、現在の新しい状況下における町会の機能を検討する必要があると思う。
- c 町会の役割は、地域の課題を市へ伝えるというのも1つであるが、地域の課題を地域で解決していくことも重要な役割であると思う。
- d NPOは、地域の声を直接聞くことができるので、その声に応じた企画、執行機関への提言ができるという特性があると思う。
- e 「担い手の育成に努め」という部分について、子どもが少なくなつて、それが

難しくなっているが、まちづくりにおいてはとても重要で、コミュニティは深く
かかわっているので、コミュニティを絶やさないための具体的な策なども考える
必要があると思った。(子ども)



オ 事業者の役割

《方針》

事業者の役割は、次のとおりとします。

- ① まちづくりの重要な担い手として、一層の社会貢献に努めること。
- ② 安心して暮らせるまちをつくる一翼を担うこと。
- ③ 休暇制度の充実等従業員がまちづくりに参加しやすい環境づくりに配慮すること。

《キーワード》

- 社会貢献に努める

＜解説＞

a 《方針》①

今後も本市の活性化のため、事業者の規模を問わず、何らかの形でまちづくりにかかわるべきで、可能であれば、金銭ボランティアという社会貢献もすべきであると考えます。

b 《方針》②

災害時における物資の確保等についての協力あっ旋など、市民に安心感をもたらす役割も担っていると考えます。

c 《方針》③

ボランティア休暇、育児休暇等を充実させることも一種の社会貢献であると考えます。

＜その他の意見＞

a 事業者は、各々専門分野があるので、その各分野においてボランティア精神を発揮してもらい、まちづくりに加わって欲しいと思う。

b 経済的な部分だけを追求せず、地域経済をリードし、活性化させるとともに、まちづくりや文化の活性化にも協力して欲しい。

c この条例の原点は、市民の幸せな暮らしということで、事業者の役割にある社会貢献も大事だが、その従業員の生活の確保というのも大事であって、そういう就職先があれば、弘前に残る人が増えて、若い人でも住みよいまちになると思う。（子ども）

f 事業者の役割として1番重要なものは、雇用の維持確保であり、それを確保した上で、労働者に対する安定した収入を保証していくことだと思う。（事業者）

力 議会の役割

《方針》

カ－1 議会の役割は、次のとおりとします。

① 審議・議決機関としての機能を果たすこと。

② ①に定めるもののほか、法令等に基づき行うことができる行為を有効に活用すること。

③ 議会の活動内容を市民等に対して、積極的に情報提供し、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営キ 説明責任《方針》②に規定する説明責任を果たすこと。

カ－2 議員の役割は、次のとおりとします。

④ まち全体の発展を考え、そのための活動をすること。

⑤ 政策の提案及び議案の提出を行うこと。

⑥ 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。

カ－3 議会事務局の職員の役割は、次のとおりとします。

⑦ 議会の役割が全うされるよう全力を挙げて職務を遂行すること。

《キーワード》

カ－1

➤ 1 審議・議決機関

➤ 2 説明責任

カ－2

➤ 3 まち全体の発展

➤ 4 政策の提案及び議案の提出

《解説》

a 議員個人とその合議体である議会とは、役割が異なるため、分けて検討し、それぞれでこの条例に盛り込むべきと考え、そのように区別しています。

b 《方針》①

議会が有する条例、予算等の審議・議決権は、議会の役割として非常に大きいものであることから、それを再認識する意味で条例に盛り込むべき内容としています。

c 《方針》②

議会は、方針①以外にも法令等による権限を有していることから、それらを有効に活用し、議会独自の立場で、まちづくりに寄与することが重要であると考えます。

d 《方針》③

全国的に、市民から負託を受ける議員個人の考え方、活動が見えづらいという傾向があるため、議員個人で説明責任を果たすほか、議会としても透明性を確保する必要があると考えます。

その具体的な方法は、仕組みとして「5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営キ説明責任」へ記載しています。

e 『方針』④

地域の代表という側面もありますが、市全域の代表で、市全体のことを考えなければいけないという役割があるため、そのことをこの条例で明確にする必要があると考えます。

f 『方針』⑤

執行機関だけではなく、議会も市民と密接なかかわりがあることから、**政策の提案や議案を提出することができる**ことをこの条例で明確にすることが重要であると考えます。

○参考：地方自治法（抜粋）

（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）

第109条 普通地方公共団体の議会は（中略）

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。（以下略）

（議員の議案提出権）

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

g 『方針』⑥

＜解説＞eのとおり、市民からの負託にこたえ、議員個人の考え方、それに基づく活動をしっかりと説明する必要があると考えます。

h 『方針』⑦

議会が役割を全うするには、議会事務局の職員のサポートが欠かせないものであり、当該職員は、自己研さんに努め、全力を挙げてその職務を遂行する必要があると考えます。

＜その他の意見＞

- a 今後、地域主権、地方分権が進んでいく時代では、議会の役割が重要となってくるので、議会や議員が何をすべきか、自治基本条例に議会基本条例も含めて、明確に規定されるべきではないかと思う。
- b 議員は、市民の負託を受け選出されているので、その責任から能力向上に努め、公正なる職務を遂行して欲しい。
- c 議員は、選挙時に考え方を示し、その考え方に基づいた活動をしっかりと行っているということを市民に報告する義務があると思う。

キ 執行機関の役割

《方針》

キー1 執行機関の役割は、次のとおりとします。

- ① 市民の生命と財産を守るとともに、福祉の向上を図ること。
- ② 法令、条例等を遵守し、及びこの条例の基本理念等を十分に認識し、誠実公正に事務を管理・執行すること。
- ③ まちづくりに参加する市民等を支援すること。
- ④ **市民にとって分かりやすい組織**とすること。

キー2 **執行機関の職員の役割**は、次のとおりとします。

- ⑤ 執行機関の方針、この条例の基本理念等を十分に認識し、忠実かつ着実に職務を遂行するとともに、市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行すること。

《キーワード》

キー1

- 1 生命と財産を守る
- 2 福祉の向上を図る
- 3 誠実公正に事務を管理・執行する
- 4 まちづくりに参加する市民等を支援

キー2

- 5 忠実かつ着実に職務を遂行
- 6 市民の立場に立って

＜解説＞

a 《方針》①

まちづくりだけでなく、全てにつながる最も大きな仕事であり、まずは、その役割を果たしてもらわなければいけないと考え、執行機関の役割として位置付けています。

b 《方針》②

法令、条例等の遵守、誠実公正さは、執行機関の事務の管理・執行において、最も基本的なことあります。

その基本的なことに加え、この条例の基本理念等を十分に認識することは、この条例に基づくまちづくりを推進する上で、非常に重要であることから、この条例で明確にする必要があると考えます。

c 《方針》③

これまで実施してきた財政支援等のほか、NPOその他コミュニティ間のネット

トワークの構築、自主的活動の尊重など、時代に応じて必要となっているまちづくりに参加する市民等への支援は、地域に近い執行機関が行うべきであると考えます。

d 『方針』④

簡潔な組織名やどこの部署に行けば何ができるなど、市民の立場に立ち、分かりやすくする必要があると考え、執行機関の役割として位置付けています。

e 『方針』⑤

市民の立場に立った職務の遂行が協働のまちづくりに必要とされる信頼関係へとつながると考えます。

＜その他の意見＞

a 行政は、市民の意見を反映していないなどと一般的に言われるので、説明の仕方や市民の意見の拾い方にも工夫が必要であると思う。

b 市長は、公約を示して、かつ、それをどのように具現化し、市民に理解をしてもらうために自分の行動をとるかという責務があると思う。

c これから時代は、地域に近い執行機関がコミュニティのネットワークの構築をしていくべきだと思うので、そのためにも職員は、地域活動へ積極的に参加する意識を持って欲しい。

d 町会の加入率の問題は、地域として考えるものであると思うが、行政としてできるとすれば、町会の加入者に対する優遇措置であると思う。（コミュニティ）

4 協働の推進

《方針》

市民等、議会及び執行機関は、協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みを形式的に用いるだけでなく、2 総則(4) 基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。

《キーワード》

- 協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重する

《解説》

基本理念及び基本原則に定める「協働による取組」を確実に推進するためには、例えば、パブリックコメントをしたからそれでいいというのではなく、協働の趣旨を十分に認識し、尊重するよう努める必要があると考えます。

なお、この項目は、基本理念・基本原則に定める協働の精神が仕組みを通じたまちづくりにおいて、十分に浸透されるよう設けるものであります。

《その他の意見》

市民参加と協働が仕組みの中心となるので、条例のつくりとしては、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営のうち協働、参加に関するものと市民参加に当たる同(2) 住民投票を1つのくくりとした項目を設けて、協働・市民参加のまちづくりの浸透を図る方法もあると思う。

5 まちづくりの仕組み

（1）行政運営

ア 総合計画

《方針》

- ① 市は、本市の将来像を示し、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市の基本的な構想等を盛り込む総合計画を策定しなければならないものとします。
- ② 市は、①の総合計画を策定するに当たっては、市民参加及び専門的な視点による検討を求めるとともに、あらかじめ総合計画案を公表し広く意見を求め、市民との協働によるものとします。

《キーワード》

- 1 将来像を示し
- 2 総合計画を策定しなければならない
- 3 市民参加及び専門的な視点
- 4 市民との協働による

＜解説＞

a 《方針》①

総合計画（基本構想）は、平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、その策定義務がなくなりましたが、本市の将来像を示すものであり、まちづくりを進める上で非常に重要なものであることから、今後も策定すべきと考えます。

b 《方針》②

総合計画策定における市民参加は、協働のまちづくり、さらには、市民力の向上にもつながるため、欠かせないものではありますが、それだけでは狭いので、専門的な視点も含めて、広く意見を聴取し、活発な議論を行うことが必要であると考えます。

＜その他の意見＞

市の財政面も考慮した総合計画を策定して欲しい。

イ 財政運営

《方針》

- ① 市は、財政運営を行うに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようしなければならないものとします。
- ② **市長**は、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政収支の推計を示す計画を作成し、それに基づき限られた財源の効率的な運用を図るなど、健全な財政運営を維持しなければならないものとします。
- ③ **市長**は、予算及び決算の要領、歳入歳出予算の執行状況並びに財産の現在高その他財政状況について、市民にとって分かりやすい内容で公表しなければならないものとします。

《キーワード》

- 1 最小の経費で最大の効果
- 2 健全な財政運営を維持
- 3 市民にとって分かりやすい内容で公表

＜解説＞

a 《方針》①

財政運営にあっては、地方自治法及び地方財政法の規定にあるように、最小の経費で最大の効果ということが非常に大事であり、それを念押しする意味で、この条例に盛り込むべき内容としています。

○参考1：地方自治法（抜粋）

（地方公共団体の法人格及び事務）

第2条（略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。

○参考2：地方財政法（抜粋）

（予算の執行等）

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

b 《方針》②

財政運営は、その時の経済状況に応じるとともに、将来的な展望も踏まえ、計画的に行うべきであり、そのための計画（現行では、中期財政計画など）を作成し、それに基づく運用を行うことが重要であると考えます。

c 《方針》③

予算、決算、財産等の財政状況は、自発的に、分かりやすく公表すべきであります。 「分かりやすい」は、「その内容について不得手な方が分かりやすいように基本的な情報も添えて」という意味と「関心がある人が分かりやすいように必要な情報に整理して」という意味があります。

また、行政の視点と市民の視点も違うので、例えば、予算については、その事業の目的や期待する成果も含めて公表するなど、市民にとって分かりやすいということが特に重要であると考えます。

＜その他の意見＞

- a 財政運営は、法令の定めに基づいていれば間違いないので、その点を重視して欲しい。
- b 予算の公表の仕方については、市民委員で構築・見直しし、市民が望む仕方で行うべきだと思う。
- c 公共施設の築年数、修繕予定等の情報を保有し、公表するということをきちんと行っている自治体は皆無だが、そういった内容を中心とした財産の管理計画の作成と公表は、財政運営において大事なことだと思う。
- d 《方針》③の財政状況の公表については、キ 説明責任《方針》①の内容と重複するが、その内容をより具体的にしたものが《方針》③の内容であるという整理をしていることを＜解説＞c の部分で明確にしてはどうか。（執行機関）

ウ 評価

《方針》

- ① 執行機関は、総合計画、政策、施策、事務事業等の達成度、執行状況の妥当性等を明確にするため、それらの評価を実施するものとします。
- ② 執行機関は、①の規定に基づく評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、総合計画等の進化・成長につなげるため、その結果を基に改善策を検討するものとします。
- ③ 執行機関は、①に規定する評価の実施及び②に規定する改善策の検討に当たっては、市民も含めた第三者の参加を求めなければならないものとします。
- ④ 市は、①に規定する達成度、妥当性等を評価するために特に必要があると認めたときは、別に定めるところにより、外部監査契約に基づく監査を求めることができるものとします。

《キーワード》

- ▶ 1 達成度～を明確にする
- ▶ 2 進化・成長につなげる
- ▶ 3 市民も含めた第三者の参加

＜解説＞

a 《方針》①

執行機関の業務は、何か目的があつて行うものであるため、その目的を達成しているか、適切に執行しているかなどについては、明確にしなければならないと考えます。

b 《方針》②

評価結果は、市民参加を得るため、分かりやすく公表すべきであるとともに、その結果を踏まえた見直しを行い、改善、実行とP D C Aサイクルを循環させて、進化・成長につなげることが重要であると考えます。

c 《方針》③

評価に当たっては、事務事業等の問題点を市民と執行機関が共有するとともにその結果の的確性、信頼性を高めるため、自己評価だけでなく客観的な評価を行うことも必要であり、改善策の検討に当たっては、市民の声を反映させるため、市民も含めた第三者の参加が非常に重要であると考えます。

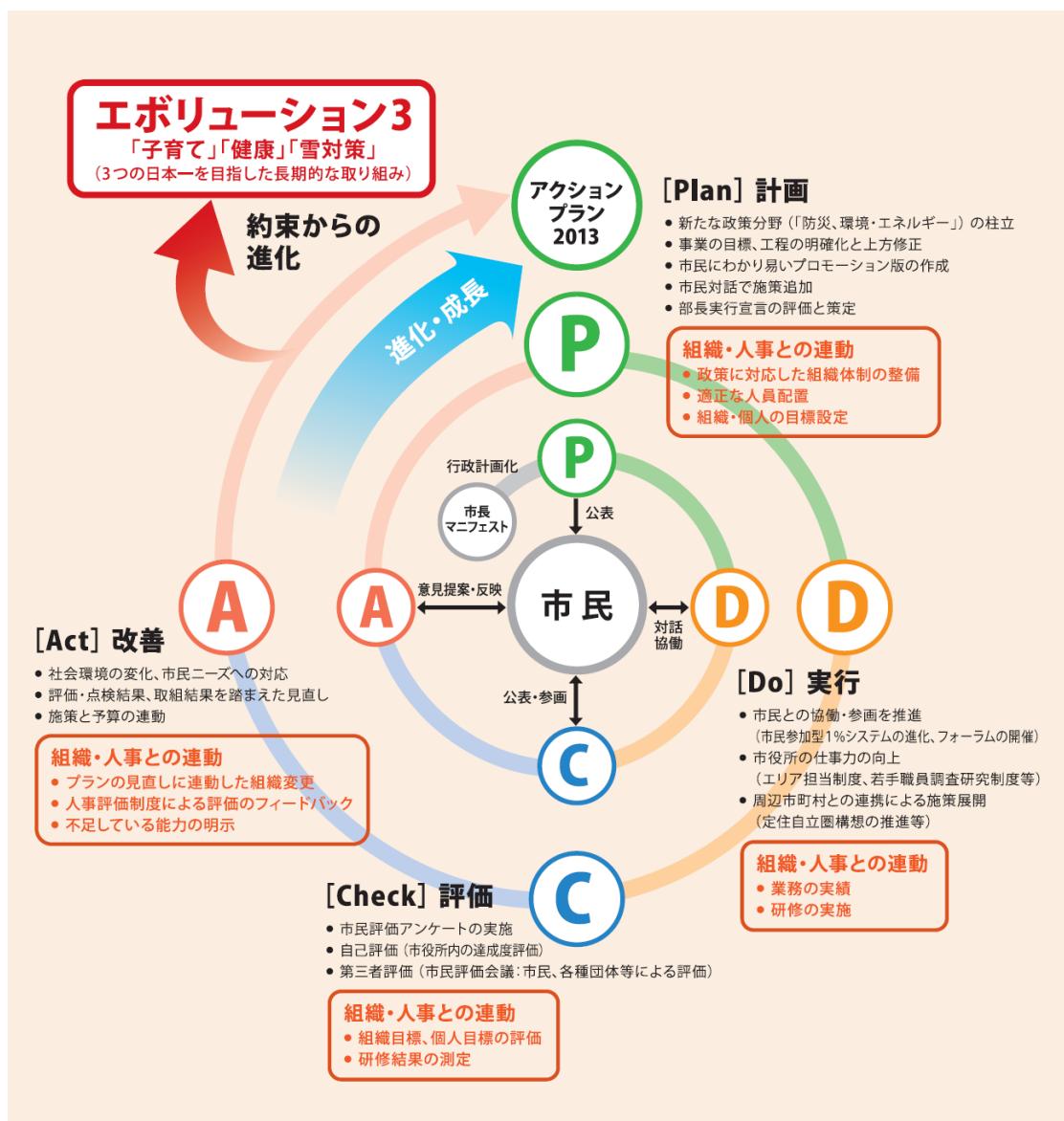
d 《方針》④

事務事業等の評価に当たり、専門家視点による監査が必要な場合にあっては、地方自治法に定める外部監査も導入して欲しいと考え、その定めの念押しの意味合いで、この条例に盛り込むべき内容としています。

＜その他の意見＞

- a 評価の仕方自体も改善していくべきだと思う。
- b 評価、チェックは、議会の責務だと思う。
- c 評価への市民参加という方法ではなく、市民の信頼は得るために、事務事業等の目的、妥当性、必要性の説明を十分に行えば、それでよいのではないかと思う。
- d 外部監査は、導入した方がいいが、本市の規模を踏まえると、費用面でどうかと思う。

(「弘前市アクションプラン2013」より抜粋)



工 意見、要望、苦情等への応答義務

《方針》

市は、市政に関する意見、要望、苦情等の応答に当たっては、速やかに事実関係を調査し、誠実に受け答えするなど、誠意を持って臨まなければならないものとします。

《キーワード》

- 1 速やかに～調査し
- 2 誠意を持って

《解説》

a 執行機関に対する意見等は、介入できないもの、実現できないものなど、様々なものが寄せられますが、その対応に当たっては、きちんと聞く姿勢、速やかな調査など、全体を通じて誠意を持った対応が求められると考えます。

また、議会においても、請願、陳情等への対応を含め、様々な議会活動において誠意を持った対応が求められると考えます。

b この条例に盛り込むべき内容ではありませんが、意見等の応答については、時には、毅然とした対応も必要だと思いますので、一連の事務、運用については、統一したルールを設けて、対応していく必要があると考えます。

《その他の意見》

a リスクマネジメントとして意見等の記録が重要であるとともに、上司への報告、相談も重要であると思う。

b この項目については、基本的な部分は、この条例に盛り込み、具体的な内容は、別な例規で定めるのが良いと思う。

c 本市は、住みよいまちではあるが、道路整備に関する市民の意見などについて、反映されているのが見えないという面もあると思うため、どういう意見が出て、こういう解決をしたという情報が当事者以外にも分かるような対策を講じて欲しい。（学生）

オ 危機管理体制の確立

《方針》

- ① 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。
- ② 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。

《キーワード》

- ▶ 1 市民の生命、身体及び財産を守る
- ▶ 2 危機管理体制の確立
- ▶ 3 市民相互の連携・協力体制の充実を図る

《解説》

災害等に備えた危機管理体制の確立は、東日本大震災以降必要性が増していることから、《方針》①には、市が主体となるものを仕組みとして位置付け、《方針》②には、市民が主体となるものを仕組みとして位置付けています。

なお、《方針》②の内容は、自助・共助を意識した内容であるとともに、自主防災組織の充実につながって欲しいという思いを込めた内容としています。

《その他の意見》

本市のまちづくりにおいては、執行機関の危機管理意識が重要であると思う。

力 市民力等の推進

《方針》

執行機関は、市民力、学生力及び地域力を高める取組を後押しし、主体性の向上を図るため、次の措置を講じるものとします。

- ① 市民力及び学生力を発揮して取り組むまちづくりを行う者に対し、その円滑な実施のために必要な援助をするように努めます。
- ② 地域活動への協力、様々な情報提供等を行う職員を各地域へ配置するなど、地域との情報の共有化を図ります。

《キーワード》

- 1 市民力、学生力及び地域力を高める取組を後押し
- 2 市民力及び学生力を発揮して～まちづくりを行う者に対し、～必要な援助をする
- 3 職員を各地域へ配置

＜解説＞

市民・学生それぞれの企画立案とそれを実践する能力の向上が図られている市民参加型まちづくり1%システムとその学生版であり、人材育成にもつながっている「学都弘前」学生地域活動支援事業、そして、職員の育成が主たる目的ではありますが、地域のまちづくりにおいて、情報共有等の観点から有効な仕組みとなっているエリア担当制度については、市政に無関心な市民が増えている中で、今後さらに効果が期待できる仕組みであることから、将来的にもこの仕組みを担保する必要があると考え、この条例に盛り込むべき項目としています。

＜その他の意見＞

地域の課題を地域で解決できないときは、執行機関としてもコミュニティ、町会に対して、積極的にかかわっていく仕組みが必要となるが、その点、現在、本市で実施しているエリア担当制度は、有効な仕組みであると思う。



キ 説明責任

《方針》

- ① 市は、行政運営の透明性の向上を図るため、各種計画、財政、条例、事業評価等の内容や決定に至る過程について、市民に理解されるように分かりやすく説明しなければならないものとします。
- ② 議会は、3 主体とその役割等(2) 主体の役割等力 議会等の役割《方針》カ-1④及び①に規定する説明責任を果たすための取組の一環として、会議の原則公開に努めるとともに、議決の経過及び結果の説明等をするものとします。
- ③ 執行機関は、①に規定する説明責任を果たすための取組の一環として、市の施策について分かりやすく公表する仕組みの創造に努めるほか、市長と市民等が市政に関して、直接意見交換を行う機会を設けるものとします。

《キーワード》

- 1 決定に至る過程
- 2 市民に理解されるように分かりやすく
- 3 議決の経過及び結果の説明等
- 4 市長と市民等が～直接意見交換を行う機会

《解説》

a 《方針》①

説明責任は、それを果たすことにより、行政運営に透明性が出て、市の信頼度にもつながるため、重要な仕組みであると考えます。

その運用に当たっては、企画立案の段階から各段階毎に果たす必要があるとともに、「分かりやすく」という点を特に重視して行って欲しいと思います。

b 《方針》②

説明責任という議会の役割を果たすための仕組みとして、会議を原則公開するほか、議会は、予算、条例等の審議・議決機関であることから、その経過及び結果について、積極的に情報提供する必要があると考えます。

c 《方針》③

説明責任を果たすため、「部長実行宣言」のような分かりやすく公表する仕組みの創造に努める必要があると考えます。

また、説明責任に該当する既存の仕組みでは、「市長車座ミーティング・車座ランチ」が非常に有効であることから、今後も継続して欲しいと思い、その実施を担保するため、そのような内容を盛り込んでいます。

＜その他の意見＞

- a 説明責任を果たす主体として、その媒体に部署名を明記するという方法もこの条例に盛り込んではどうか。
- b 議会については、議決結果だけではなく、議決に至った経緯についても説明するといった内容や議会報告会を毎年1回行い、説明責任を果たすなどの具体的な内容を自治基本条例に盛り込んだ方がいいと思う。
- c 市民に理解されるためには、専門用語、横文字等は使用しないこととし、やむを得ず使用する場合は、すぐ下に解説するなどの対応をして欲しい。

ク 情報公開、情報提供等

《方針》

クー1 情報公開

- ① 市は、説明責任を全うするとともに、他の主体との信頼関係を深めるため、別に定めるところにより、市の保有する情報の一層の公開を図るものとします。
- ② 市が出資する法人は、その保有する情報について、別に定めるものを除き、積極的な姿勢で開示に努めなければならないものとします。

クー2 情報提供

- ③ 市は、情報提供をするに当たり、新しい媒体の活用を検討する姿勢を継続するとともに、分かりやすく、かつ、効果的な方法及び内容で行わなければならないものとします。

クー3 情報共有

- ④ 市は、市民等と情報共有を図るため、市以外の者から収集した公益的な情報を広く市民等に提供するものとします。

《キーワード》

クー1

- 1 信頼関係
- 2 一層の公開
- 3 別に定めるものを除き、積極的な姿勢

クー2

- 4 新しい媒体の活用
- 5 分かりやすく
- 6 効果的

クー3

- 7 市以外の者から収集した公益的な情報

《解説》

a 《方針》①

情報公開制度は、原則公開ですが、個人情報との兼ね合いもあり、運用が非常に難しいものの、市民の知る権利にこたえ、そこから生まれる信頼感が重要であると考え、一層の公開を図るとしています。

b 《方針》②

出資法人という市とは別の団体ではあるものの、その公益性から鑑みて、積極的な姿勢で情報公開すべきであるという見解ではありますが、会社法等の定めに

より、一定の制限があることから、そのような内容としています。

c 『方針』③

情報を浸透させるためには、分かりやすくというのももちろんのこと、対象に対して、的確な情報を有効に発信するなどの効率性・効果性も重要であるとともに、媒体については、あらゆるニーズに対応する必要があることから、facebookの活用など、現在の積極的な姿勢を今後も継続して欲しいという思いで、そのような内容としています。

d 『方針』④

情報共有は、市民参加の大前提となるものであることから、あらかじめ市が保有する情報だけではなく、市以外の者から収集した情報の有効活用も重要であると考えます。

＜その他の意見＞

- a 情報公開は、開示して終わりではなく、請求に込められた思いをくみ取って、それに関係する情報も提供する必要があると思う。
- b 市が出資する法人の情報公開について、努力義務とするのは、実効性がないと思う。
- c 情報公開制度は、最後の手段であり、市民はこの制度を使わない傾向にあるので、求められる前にホームページ等で情報を公開していくべきだと思う。
- d テレビなどの媒体では、言い方一つで伝わりにくくなるので、見たくないと感じさせないためにも、それぞれの媒体における効果的な伝え方を常に考えていくべきだと思う。
- e 広報ひろさきとホームページといったように、媒体間でリンクさせる方法も有効な手段であると思う。
- f ボランティア活動などに参加してかかわりたいが、その方法が分からぬという部分があるので、その情報を必要としている人に、しっかりと情報が伝わるような情報提供のやり方などを今まで以上に工夫して、改善すればいいと思う。（子ども）

ヶ 個人情報保護

《《方針》》

- ① 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法令、条例等の趣旨にのっとり、個人情報を適正に取り扱うものとします。
- ② 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、その適正な取扱いに配慮するよう努めるものとします。

《《キーワード》》

- 1 法令、条例等の趣旨にのっとり
- 2 重要性を認識

《《解説》》

a 《《方針》》①

市における個人情報の保護は、協働のまちづくりを進める上で、今後、さらに行政活動への市民参加の機会も増えていくからこそ、この条例に盛り込むべきと考えます。

その運用に当たっては、法律、条例等それぞれに基づいて、しっかりと保護すべきものと考えます。

b 《《方針》》②

個人情報を保護することは当然のことではありますが、その心構えを広く浸透させる意味もあり、市以外の主体においても適正に取扱いましょうという意味合いをこの条例に盛り込んだ方がいいと考えます。

《《その他の意見》》

個人情報保護条例において、不開示情報も決められているため、制度としてうまく運用されると良い。

コ 意見聴取手続

《方針》

- ① 執行機関は、重要な施策を決定するに当たっては、その過程において広く市民の意見を聴取し、その結果を公表するものとします。
- ② 執行機関は、①の規定による意見聴取を行うときは、職員が積極的に地域へ出掛けるなど、あらゆる方法を講じるよう努めるとともに、その前提となる説明、質問の内容等について、市民にとって分かりやすく行うものとします。

《キーワード》

- 1 結果を公表する
- 2 職員が積極的に地域へ出掛ける
- 3 あらゆる方法を講じる
- 4 前提となる説明、質問の内容等について、市民にとって分かりやすく

＜解説＞

a 《方針》①

市民参加の観点からも広く意見聴取を行うことは大事ですが、それを行ったときは、しっかりとその結果を公表し、政策決定過程の透明性を確保するべきであると考えます。

b 《方針》②

意見聴取を行う際は、意見を待つだけでなく、職員が積極的に地域へ出掛けるほか、市民によって利用することができる方法が異なるので、様々な方法を講じる必要があると考えます。

また、意見聴取の前提となる説明、問い合わせ等の内容は、答える側の考え方を正確にとらえるためにも、分かりやすく行う必要があると考えます。

＜その他意見＞

a 例えば、意見は集まらなかつたが、意見聴取の機会を設けたのでいいのではないかといったような形式的な手続とならないように、意見聴取を行うに当たっては、意見聴取する案件や時代に応じた工夫が必要だと思う。

b 何について意見聴取を行うのかというその案件等は、明確にして欲しい。

c 意見聴取手続の項目において、市民の方々に聞く、聞きに来る姿勢がいいと思ったが、その結果だけでなく、マイナス部分も含めて、始まりから終わりまでの経過に関する情報が欲しいと思った。（学生）

サ 附属機関の運営

《方針》

- ① 執行機関は、附属機関の委員を選任するに当たっては、市民参加を促進するとともに、公平性を確保するため、公募の実施、年齢及び性別の均衡等に配慮し、多様な分野、幅広い年齢層から適切な人材を選任するものとします。
- ② 附属機関の会議は、運営の透明性を図るため、公開することを原則としなければならないものとします。

《キーワード》

- 1 多様な分野、幅広い年齢層から適切な人材を選任する
- 2 公開することを原則としなければならない

《解説》

a 《方針》①

附属機関毎に審議案件等は異なるので、委員の年齢、男女比等について、あまり細かい設定はできませんが、市民参加と公平性に配慮しながら、広く適任者を選任することが重要であると考えます。

b 《方針》②

会議の公開は、運営の透明性を図る上で欠かせないものであります、審議案件によっては、情報公開制度の非開示情報に該当するなど、公開できないものもあるので、そういう可能性があるものについては、その附属機関で協議して決定すべきと考え、原則公開としています。

なお、原則公開の例外扱いは、審議案件やその他の事情によるため、一律に決定し難いことから、この条例に盛り込むべき内容としては、原則公開に留めています。

《その他の意見》

- a 委員構成は、執行機関が運営しやすいものとするのではなく、反対意見も取り入れるようなものとして欲しい。
- b 公募委員の選任に比重を置くと偏る可能性もあるので、この条例には、一定の制限を設けるような内容も必要だと思う。

（2）住民投票

《方針》

- ア 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（この条例で定める者をいいます。）の意見を確認するため、住民投票に係る条例案を議会に提出することができるものとします。
- イ 市は、住民投票の結果を尊重するものとします。
- ウ ア及びイに定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。

《キーワード》

- 1 市政に関する重要事項について～住民投票に係る条例案を議会に提出することができる
- 2 市は～結果を尊重する
- 3 その都度、別に条例で定める

＜解説＞

a 《方針》ア

住民投票制度は、選挙により選出した代表者を通じて間接的に政治に参加するという間接民主制を補完するもので、地方自治法の規定に基づき、市民にあっては条例の制定・改廃請求権、議会及び執行機関にあっては議案提出権を行使し、その後の手続を経て実施されるものです。

そうしたことから、この条例に盛り込まなくても住民投票を実施することはできますが、まちづくりにおいて、その主体が意思表示をするための最終手段としてとらえ、この条例に「住民投票に係る条例案を議会に提出することができる」旨を明記することにより、まちづくりの仕組みの1つとして位置付ける必要があると考えます。

b 《方針》イ

条例に基づく住民投票の結果に、法的拘束力を認めることはできないとする学説が大半であることから、あくまでもその結果を市が尊重するという断定的な表現としています。

c 《方針》ウ

住民投票の実施に当たっては、制度全体に関する法務管理や執行に要する経費の面からも慎重かつ十分な議論を経て、最終的には、議会においても同様の議論がなされ、その必要性をしっかりと見極めた上で実施すべきと考え、当委員会としては、「その都度、別に条例で定める」という表現をキーワードとし、その案

件に応じ、住民投票条例を制定するという個別設置型の方法によることを提案しています。

＜その他の意見＞

- a　個別設置型ではなく、住民投票の実施に必要な要件を定める住民投票条例をあらかじめ定めておき、その要件を満たした場合に実施するという常設型として、発議に当たっての有権者の署名数というハードルを上げることにより、その濫用を防ぐという方法がいいと思う。
- b　高校生、義務教育を終えた人など未来のまちづくりを担う人たちにも投票権を与えてもいいと思う。
- c　制度化するに当たっては、専門家も交え、この市民検討委員会とは別に議論を深めて、審議すべきだと思う。
- d　住民投票について、中間報告書では、間接民主制を補完するものとして、市は実施できる、さらには、市民及び市は、その結果を尊重しなければならないとしているが、この点については、次のように考える。
 - 憲法第93条で採用する間接民主制の建前や住民投票を限定的に認めてい
る憲法第95条に違反するとともに、条例によって、地方自治法の範囲を逸脱
して住民投票を認めようとする点でも無効なものである。
 - 住民投票を行ったとしても、一種の世論調査に過ぎず、憲法あるいは地方自
治法上、その結果に法的拘束力を持たせることはできないものであり、中間報
告書の内容は、法律上は拘束しないかもしれないが、市議会議員は、事実上そ
れに拘束されるというのが大問題である。（議員）

（3）市外の人々、国等との連携

ア 市外の人々との連携等

《方針》

市民等及び執行機関は、まちづくりにおいて、必要に応じ、市外の人々の参加を得て、連携・協力しながら進めるとともに、市外の人々の意見、知恵、工夫等を活用するよう努めるものとします。

（注）市外の人々 = 市外に在住し、市内に通勤、通学等をし、又は本市の出身であるなど、本市にかかわりがある人々

《キーワード》

- ▶ 1 参加を得て、連携・協力しながら
- ▶ 2 意見、知恵、工夫等

＜解説＞

まちづくりは、市民等だけでできるものではないので、必要に応じて、市外の人々と連携・協力するとともに、意見、知恵や工夫、ノウハウなども生かしながら進める必要があると考えます。

なお、主体は、議会を除く市民等及び執行機関としていますが、議会については、専門的知見の活用ということで、参考人制度など、より広範な制度が地方自治法で規定されていることから、それを確認する意味で、再度、この条例に盛り込む必要はないと考えます。

また、ここで言う市外の人々とは、《方針》（注）に記載のとおりであります、通勤、通学といったかかわりだけでなく、例えば、本市出身で、特定の分野で活躍する等専門的知識を有する方も多数おり、弘前に住んでいる人と違った視点も持つてるので、そういう方々も含めて、市民以外で本市にかかわりのある人々としています。

○参考：地方自治法（抜粋）

（議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査）

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

（中略）

（公聴会及び参考人の出頭）

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

＜その他の意見＞

市外の人々については、**本市**の出身者も含め、弘前を応援してくれる人というイメージで、そういう人の意見等を大事にする必要があると思う。

イ 国等との連携

『方針』

市は、自らの公共課題を効果的及び効率的に解決するため、その状況に応じ、国、県、近隣市町村等と連携しながら取り組むものとします。

『キーワード』

► 効果的及び効率的

＜解説＞

例えば、防災訓練、河川に関すること、観光や物産販売、さらには、地方自治法に定める一部事務組合、広域連合による事務の共同処理など、自らの公共課題を効果的及び効率的に解決するためには、国、県、近隣市町村等と一緒に取り組むことが大事であると考えます。

＜その他の意見＞

- a この連携については、震災復興へのまちづくりという観点でも基になるものなので、この条例に盛り込むべきだと思う。
- b 国等との連携には、互いの賛同が必要で、それまで時間を要することもあるが、連携による取組は、実効性があるとともに、持続性ももたらすため、非常に重要なと思う。

ウ 国際社会との交流及び連携

《方針》

市は、まちづくりにおける国際社会とのつながりの重要性を認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとします。

《キーワード》

► 国際社会との交流及び連携

＜解説＞

地方分権一括法が施行され、地方公共団体の自主性及び自立性の高まりが求められている中で、地球環境問題などの国際的な共通課題へ対応するとともに、文化交流を通じた人材育成や交流提携による観光、物産販売を通じた地域活性化の促進など、あらゆる面において、国際社会とのつながりを重視し、交流及び連携に努めることが必要であると考えます。

＜その他の意見＞

- a 国際社会においては、交流を深めて、連携が出てくると思うので、交流・連携の両方が必要であると思う。
- b 市民レベルにおいても、留学生を通じた交流などが行われており、とてもいいものになっているので、主体に市民も入れてもいいと思う。

6 この条例の実効性の確保

《方針》

- ア **市長は、この条例に基づくまちづくりを着実に実行するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、進化・成長するまちづくりを協働により推進するため、この条例に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」といいます。）を設置するものとします。**
- イ 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとします。
- ① この条例と各種計画、事業等の整合性に関する事項
 - ② この条例の見直しに関する事項
- ウ 市長は、イの諮問について、少なくとも年1回行うものとします。
- エ 審議会は、イの①及び②に掲げる事項のほか、この条例に関する事項について、必要があると認めるとときは、市長に意見を述べることができるものとします。
- オ 市長は、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営サ 附属機関の運営《方針》①の規定にかかわらず、原則として審議会の委員の一部を公募により選任しなければならないものとします。
- カ アからオまでに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

《キーワード》

- 1 この条例に基づくまちづくり
- 2 社会環境の変化に的確に対応し、進化・成長するまちづくり
- 3 協働により推進
- 4 審議会その他の合議制の機関～を設置する
- 5 この条例と各種計画、事業等の整合性
- 6 この条例の見直し
- 7 少なくとも年1回
- 8 市長に意見を述べることができる
- 9 委員の一部を公募により選任
- 10 条例で定める

《解説》

a 《方針》ア

この条例の実効性を確保するためには、市民参加も取り入れた独立機関を設置し、「この条例の内容に基づいたまちづくり」、「社会環境の変化に対応した進化・

成長するまちづくり」という2つの視点で調査審議する機会を設ける必要があると考えます。

b 『方針』イ

①は、例えば、各種計画、事業等の企画立案から実施、見直しまでの過程において、この条例に定める基本理念、仕組み等に基づいて行われているかを確認するなど、この条例と各種計画、事業等における一連の事務の整合が図られているかを調査審議し、この条例に基づくまちづくりを着実に進展させる必要があると考え、審議会の所掌事務としています。

②は、時代の流れ、災害等による社会環境の変化に的確に対応したまちづくりを推進するため、隨時、この条例を見直しし、進化・成長するまちづくりを推進する必要があると考え、審議会の所掌事務としています。

c 『方針』ウ

市長の諮問による調査審議のみでは、審議会の機能が損なわれるおそれがあることから、少なくとも年1回諮問をし、実効性を確保することが必要と考えます。

d 『方針』エ

『方針』ウにより審議会の機能は保たれます、調査審議をする過程において、この条例の運用に関する事項など、所掌事務以外の事項についても改善点が出てくる可能性があることから、審議会には、市長に対し、広く意見を述べる機能も持たせる必要があると考えます。

e 『方針』オ

この条例を広く周知するとともに、協働によるまちづくりを進めるため、総合計画、評価という仕組みにおける市民参加のほか、自治基本条例に基づくまちづくりとその見直しに至るまで、市民参加が必要であると考えます。

f 『方針』カ

この条例に関する評価は、しっかりと継続性を持って行っていく必要があることから、附属機関として条例に基づき設置する必要があると考えます。

＜その他の意見＞

a 自治基本条例の実効性を確保するため、執行機関による事業の進捗状況の公表、自治基本条例の検討・見直し、評価のための市民委員会の設置などが挙げられるが、この件で重要なことは、それらを執行機関が行うのか、市民委員会が行うのかということだと思う。

b 自治基本条例の実効性を確保するためには、最高規範性を持たせるという観点からも4年に1回とか一定期間毎に行うのではなく、市民委員会を設け、常時検討できる体制を整えることが重要であると思う。

c この条例に関する審議会は、市長に対して意見を述べることができるという事実上のオンブズマン制を導入するに当たり、公募の委員だけであれば、民主的な正当性の確保は難しくなると思うので、委員の選任に当たっては、議会の承認を得るということを付け加えるべきであると思う。（議員）

（参考1）概要版

キーワードや解説等を省略し、題名と条例に盛り込むべき項目、その方針のみを記載したものを概要版として次のとおり掲載します。

弘前市協働によるまちづくり基本条例

1 前文（例）

本市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、緑豊かな自然環境に恵まれています。

また、学都として教育も充実し、地域のコミュニティによる活動も根付いているなど、自然との共生を図りながら、地域ならではの文化・生活が営まれてきました。

先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、今後も時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、次代を担う子ども達へ継承していかなければなりません。

この住みよいまち、「あずましい ふるさと」を笑顔でつないでいくためには、弘前を愛する心を育み、まちづくりの担い手を育成するとともに、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。

従って、市民の主体性を尊重するというまちづくりの基本理念や市民、議会及び執行機関の役割、それらによる協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みなどを明らかにし、その仕組みに基づく継続的な取組により、市民の幸せな暮らしを実現するために、本市のまちづくりの基本とする弘前市協働によるまちづくり基本条例を制定します。

2 総則

（1）目的

この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本的な事項を定めることにより、協働による継続的なまちづくりの進展を図り、市民の幸せな暮らしを実現することを目的とします。

（2）定義

主体の「市民」＝「市内に居住する全ての者」など、国語的又は社会通念上の解釈に比べ、当該用語の意味に広狭の幅があり、この条例の解釈上疑義が生じるおそれがあると思われる次に掲げるものについては、定義規定において、用語の意義を定めるべきであると考えます。

- ① 協働 まちづくりにおいて、市民等、議会及び執行機関が相互に補完し、及び特性を尊重するとともに、それぞれの役割に応じて取り組むこと。
- ② 市民 市内に居住する全ての者
- ③ 学生 市内に居住し高等教育機関に在学する者又は市内に存する高等教育機関に在学する者
- ④ 子ども 市内に居住する義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒
- ⑤ コミュニティ 市内に事務局を置き、営利を目的とせず、複数のもののために活動する団体
- ⑥ 事業者 市内に事務所、営業所等を置き、営利目的で活動しているもの
- ⑦ 市民等 市民、学生、子ども及びコミュニティ

- ⑧ 議会 議員によって組織する合議制の機関及びそれを補助する議会事務局の職員
⑨ 執行機関 市長及び行政委員会並びにそれらを補助する職員

- A ⑩ 市民力 まちづくりにおいて、市民が自主的につながりを広げ、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組む力
⑪ 学生力 まちづくりにおいて、学生が自主的につながりを広げ、その特性を生かして、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組むとともに、その取組の中でまちづくりを学び、次の取組に生かしていく力
⑫ 地域力 まちづくりにおいて、当該地域を構成する者が自主的につながりを広げ、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組むとともに、その取組の中でつながりを深め、次の取組に生かしていく力

- B (⑪ ①～⑩に定めるものほか「市民力」、「学生力」、「地域力」等)

- ⑬又は⑩ 市外の人々 市外に在住し、市内に通勤、通学等をし、又は本市の出身であるなど、本市にかかわりがある人々

(3) 条例の位置付け

- ア この条例は、本市のまちづくりの基本として位置付けます。
イ 市民等は、まちづくりに参加するに当たり、この条例の趣旨を尊重するよう努めるものとします。
ウ 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を尊重するものとします。

(4) 基本理念

- 本市のまちづくりは、人権が尊重され、市民が幸せに暮らすため、市民の主体性を尊重するとともに、それぞれの主体の役割に応じ、協働により取り組むことを基本的な考え方とします。

(5) 基本原則

- 本市のまちづくりは、次に掲げる原則に基づき、進めるものとします。

- ① 協働の原則
全ての主体は、まちづくりにおいて、相互に補完し、及び特性を尊重するとともに、それぞれの役割に応じて取り組むものとします。
② 住民自治の原則
市民等は、一人ひとりが自分や自分たちに関することを自らの責任において取り組む意識を持ち、公共の福祉の増進に向けて、主体的に取り組むものとします。
③ 情報共有の原則
市は、市民等の知る権利を保障するとともに、市民参加を促進するため、積極的に情報公開及び情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報を共有できるように努めなければならないものとします。
④ 参加・環境づくりの原則
○ 市民等は、それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努

めます。

- 市は、まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加しやすい環境づくりに努めます。
- 執行機関は、必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うものとします。

3 主体とその役割等

(1) 主体

- ア 次に掲げるものをまちづくりの主体とします。
- ① 市民 市内に居住する全ての者
 - ② 学生 市内に居住し高等教育機関に在学する者又は市内に存する高等教育機関に在学する者
 - ③ 子ども 市内に居住する義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒
 - ④ コミュニティ 市内に事務局を置き、営利を目的とせず、複数のもののために活動する団体
 - ⑤ 事業者 市内に事務所、営業所等を置き、営利目的で活動しているもの
 - ⑥ 議会
 - ⑦ 執行機関
- イ 市民、子ども等の範囲を「市内に居住する」としましたが、市外に居住し、市内に就業、就学、活動する人たちも排除せず、そういう人たちのまちづくりへの参加も促すような条文が必要です。
- ⇒ この方針については、「5 まちづくりの仕組み(3) 市外の人々、国等との連携ア 市外の人々との連携等」の方針に含めていますので、この項目で定める必要はありません。

(2) 主体の役割等

ア 市民の役割

市民の役割は、次のとおりとします。

- ① まちづくりの主体であることを認識すること。
- ② 市民力の向上に努めること。
- ③ 地域において安心安全に暮らしていくように、自らがその環境づくりに取り組むよう努めること。

イ 学生の役割

学生は、まちづくりの場において、特性を生かして新鮮味のある提案をし、又は実践をするなど、学生力を発揮するよう努めるものとします。

ウ 子どもの権利等

子どもは、将来にわたりまちづくりの担い手となることから、次に掲げる権利等を有するものとします。

- ① まちづくりに参加する権利
- ② まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む機会を与えられる権利
- ③ まちづくりにかかわり、その経験を積むこと。

エ コミュニティの役割

コミュニティの役割は、次のとおりとします。

- ① 町会その他の地縁を基盤とした団体は、担い手の育成に努め、その組織、活動等の充実を図り、それらを継承していくこと。
- ② 市民活動団体その他のテーマで結び付いた団体は、当該団体相互の連携に配慮するとともに、専門性を生かした取組をすること。

オ 事業者の役割

事業者の役割は、次のとおりとします。

- ① まちづくりの重要な担い手として、一層の社会貢献に努めること。
- ② 安心して暮らせるまちをつくる一翼を担うこと。
- ③ 休暇制度の充実等従業員がまちづくりに参加しやすい環境づくりに配慮すること。

カ 議会の役割

カー1 議会の役割は、次のとおりとします。

- ① 審議・議決機関としての機能を果たすこと。
- ② ①に定めるもののほか、法令等に基づき行うことができる行為を有効に活用すること。
- ③ 議会の活動内容を市民等に対して、積極的に情報提供し、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営キ 説明責任《方針》②に規定する説明責任を果たすこと。

カー2 議員の役割は、次のとおりとします。

- ④ まち全体の発展を考え、そのための活動をすること。
- ⑤ 政策の提案及び議案の提出を行うこと。
- ⑥ 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。

カー3 議会事務局の職員の役割は、次のとおりとします。

- ⑦ 議会の役割が全うされるよう全力を挙げて職務を遂行すること。

キ 執行機関の役割

キー1 執行機関の役割は、次のとおりとします。

- ① 市民の生命と財産を守るとともに、福祉の向上を図ること。
- ② 法令、条例等を遵守し、及びこの条例の基本理念等を十分に認識し、誠実公正に事務を管理・執行すること。
- ③ まちづくりに参加する市民等を支援すること。
- ④ 市民にとって分かりやすい組織とすること。

キー2 執行機関の職員の役割は、次のとおりとします。

- ⑤ 執行機関の方針、この条例の基本理念等を十分に認識し、忠実かつ着実に職務を遂行するとともに、市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行すること。

4 協働の推進

市民等、議会及び執行機関は、協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みを形式的に用いるだけでなく、2 総則(4) 基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。

5 まちづくりの仕組み

(1) 行政運営

ア 総合計画

- ① 市は、本市の将来像を示し、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市の基本的な構想等を盛り込む総合計画を策定しなければならないものとします。
- ② 市は、①の総合計画を策定するに当たっては、市民参加及び専門的な視点による検討を求めるとともに、あらかじめ総合計画案を公表し広く意見を求め、市民との協働によるものとします。

イ 財政運営

- ① 市は、財政運営を行うに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないものとします。
- ② 市長は、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政収支の推計を示す計画を作成し、それに基づき限られた財源の効率的な運用を図るなど、健全な財政運営を維持しなければならないものとします。
- ③ 市長は、予算及び決算の要領、歳入歳出予算の執行状況並びに財産の現在高その他財政状況について、市民にとって分かりやすい内容で公表しなければならないものとします。

ウ 評価

- ① 執行機関は、総合計画、政策、施策、事務事業等の達成度、執行状況の妥当性等を明確にするため、それらの評価を実施するものとします。
- ② 執行機関は、①の規定に基づく評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、総合計画等の進化・成長につなげるため、その結果を基に改善策を検討するものとします。
- ③ 執行機関は、①に規定する評価の実施及び②に規定する改善策の検討に当たっては、市民も含めた第三者の参加を求めなければならないものとします。
- ④ 市は、①に規定する達成度、妥当性等を評価するために特に必要があると認めたときは、別に定めるところにより、外部監査契約に基づく監査を求めるができるものとします。

エ 意見、要望、苦情等への応答義務

市は、市政に関する意見、要望、苦情等の応答に当たっては、速やかに事実関係を調査し、誠実に受け答えするなど、誠意を持って臨まなければならないものとします。

オ 危機管理体制の確立

- ① 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。
- ② 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。

カ 市民力等の推進

執行機関は、市民力、学生力及び地域力を高める取組を後押しし、主体性の向上を図るため、次の措置を講じるものとします。

- ① 市民力及び学生力を発揮して取り組むまちづくりを行う者に対し、その円滑な実施のために必要な援助をするように努めます。

- ② 地域活動への協力、様々な情報提供等を行う職員を各地域へ配置するなど、地域との情報の共有化を図ります。

キ 説明責任

- ① 市は、行政運営の透明性の向上を図るため、各種計画、財政、条例、事業評価等の内容や決定に至る過程について、市民に理解されるように分かりやすく説明しなければならないものとします。
- ② 議会は、3 主体とその役割等(2) 主体の役割等力 議会等の役割『方針』力-1 ④及び①に規定する説明責任を果たすための取組の一環として、会議の原則公開に努めるとともに、議決の経過及び結果の説明等をするものとします。
- ③ 執行機関は、①に規定する説明責任を果たすための取組の一環として、市の施策について分かりやすく公表する仕組みの創造に努めるほか、市長と市民等が市政に関して、直接意見交換を行う機会を設けるものとします。

ク 情報公開、情報提供等

クー1 情報公開

- ① 市は、説明責任を全うするとともに、他の主体との信頼関係を深めるため、別に定めるところにより、市の保有する情報の一層の公開を図るものとします。
- ② 市が出資する法人は、その保有する情報について、別に定めるものを除き、積極的な姿勢で開示に努めなければならないものとします。

クー2 情報提供

- ③ 市は、情報提供をするに当たり、新しい媒体の活用を検討する姿勢を継続するとともに、分かりやすく、かつ、効果的な方法及び内容で行わなければならぬものとします。

クー3 情報共有

- ④ 市は、市民等と情報共有を図るため、市以外の者から収集した公益的な情報を広く市民等に提供するものとします。

ケ 個人情報保護

- ① 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法令、条例等の趣旨にのっとり、個人情報を適正に取り扱うものとします。
- ② 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、その適正な取扱いに配慮するよう努めるものとします。

コ 意見聴取手続

- ① 執行機関は、重要な施策を決定するに当たっては、その過程において広く市民の意見を聴取し、その結果を公表するものとします。
- ② 執行機関は、①の規定による意見聴取を行うときは、職員が積極的に地域へ出掛けるなど、あらゆる方法を講じるよう努めるとともに、その前提となる説明、質問の内容等について、市民にとって分かりやすく行うものとします。

サ 附属機関の運営

- ① 執行機関は、附属機関の委員を選任するに当たっては、市民参加を促進するとともに、公平性を確保するため、公募の実施、年齢及び性別の均衡等に配慮し、多様な分野、幅広い年齢層から適切な人材を選任するものとします。
- ② 附属機関の会議は、運営の透明性を図るため、公開することを原則としなけれ

ばならないものとします。

（2）住民投票

ア 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（ウの条例で定める者をいいます。）の意見を確認するため、住民投票に係る条例案を議会に提出することができるものとします。

イ 市は、住民投票の結果を尊重するものとします。

ウ ア及びイに定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。

（3）市外の人々、国等との連携

ア 市外の人々との連携等

市民等及び執行機関は、まちづくりにおいて、必要に応じ、市外の人々の参加を得て、連携・協力しながら進めるとともに、市外の人々の意見、知恵、工夫等を活用するよう努めるものとします。

（注）市外の人々 = 市外に在住し、市内に通勤、通学等をし、又は本市の出身であるなど、本市にかかわりがある人々

イ 国等との連携

市は、自らの公共課題を効果的及び効率的に解決するため、その状況に応じ、国、県、近隣市町村等と連携しながら取り組むものとします。

ウ 國際社会との交流及び連携

市は、まちづくりにおける国際社会とのつながりの重要性を認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとします。

6 この条例の実効性の確保

ア 市長は、この条例に基づくまちづくりを着実に実行するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、進化・成長するまちづくりを協働により推進するため、この条例に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」といいます。）を設置するものとします。

イ 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとします。

① この条例と各種計画、事業等の整合性に関する事項

② この条例の見直しに関する事項

ウ 市長は、イの諮問について、少なくとも年1回行うものとします。

エ 審議会は、イの①及び②に掲げる事項のほか、この条例に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べができるものとします。

オ 市長は、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営サ 附属機関の運営《方針》①の規定にかかわらず、原則として審議会の委員の一部を公募により選任しなければならないものとします。

カ アからオまでに定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

（参考2）中間報告書の主な変更点及びその理由

中間報告書の主な変更点を新旧対照表で記載するとともに、その変更理由については、次のとおりです。

1 定義《方針》（中間報告書8頁、最終報告書8頁）

（1）新旧対照表

旧	<p>具体的に定義すべき用語を指定することはしませんが、主体の「市民」 = 「市内に居住する全ての者」など、国語的又は社会通念上の解釈に比べ、当該用語の意味に広狭の幅があり、この条例の解釈上疑義が生じるおそれがあるものについては、定義規定において、用語の意義を定めるべきであると考えます。</p>
新	<p>主体の「市民」 = 「市内に居住する全ての者」など、国語的又は社会通念上の解釈に比べ、当該用語の意味に広狭の幅があり、この条例の解釈上疑義が生じるおそれがあると思われる次に掲げるものについては、定義規定において、用語の意義を定めるべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">① 協働 まちづくりにおいて、市民等、議会及び執行機関が相互に補完し、及び特性を尊重するとともに、それぞれの役割に応じて取り組むこと。② 市民 市内に居住する全ての者③ 学生 市内に居住し高等教育機関に在学する者又は市内に存する高等教育機関に在学する者④ 子ども 市内に居住する義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒⑤ コミュニティ 市内に事務局を置き、営利を目的とせず、複数のもののために活動する団体⑥ 事業者 市内に事務所、営業所等を置き、営利目的で活動しているもの⑦ 市民等 市民、学生、子ども及びコミュニティ⑧ 議会 議員によって組織する合議制の機関及びそれを補助する議会事務局の職員⑨ 執行機関 市長及び行政委員会並びにそれらを補助する職員 <p>以下A又はB（略）</p>

（2）変更理由

各主体から協働の意義や主体の範囲が分かりづらいといったご意見をいただいたことから、報告書として分かりやすくするため

2 市民の役割《方針》（中間報告書15頁、最終報告書16頁）

（1）新旧対照表

旧	③ 安心安全に地域で暮らしていくける権利を有すること。
新	③ 地域において安心安全に暮らしていくように、自らがその環境づくりに取り組むよう努めること。

(2) 変更理由

旧の権利は当然であり、協働によるまちづくりを進めるためには、その権利を有する上で、市民として何をすべきかといったことを盛り込んだ方が良いと考えたため

3 子どもの権利等《方針》及び＜解説＞（中間報告書17頁、最終報告書19頁）

(1) 新旧対照表

旧	<p>《方針》</p> <p>子どもは、将来のまちづくりの担い手として、まちづくりに参加する権利を有し、その機会を通じて、まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む権利を有するものとします。</p> <p>＜解説＞</p> <p>(中略)</p> <p>そうしたことから、その機会を保障するとともに、実際に子どもの参加を促すためにも、まちづくりに参加する権利として位置付け、子どもはその権利の行使、大人はその権利を尊重するといった関係性でまちづくりを進める必要があると考えます。</p> <p>また、人材育成にもつながるような一文をこの条例に盛り込みたいと考え、そのような内容としています。</p>
新	<p>《方針》</p> <p>子どもは、将来にわたりまちづくりの担い手となることから、次に掲げる権利等を有するものとします。</p> <p>① まちづくりに参加する権利 ② まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む機会を与えられる権利 ③ まちづくりにかかわり、その経験を積むこと。</p> <p>＜解説＞</p> <p>(中略)</p> <p>そうしたことから、①及び②のように、まちづくりへの参加などを権利として位置付けることにより、子どもに安心感を与えて、まちづくりへの参加を促し、大人はそれを支えるといった関係性でまちづくりを進めていく必要があると考えます。</p> <p>一方で、子どもは、まつりへの自主的な参加や子どもの声として求められる機会も増えてきており、既に担っている役割もあると考えます。</p> <p>従って、そのまちづくりへのかかわりを大切にし、子どもが考えて大人が気付かされるといいいまち、そして、その経験を人材育成にもつなげたいという思いを込めて、③のような内容としています。</p>

(2) 変更理由

権利だけを有するのであれば、主体としての位置付けがうまく伝わらなかつたことから、子どもの権利の意味合いとその位置付けをより分かりやすくするため

4 危機管理体制の確立《方針》（中間報告書31頁、最終報告書34頁）

(1) 新旧対照表

旧	市は、市民の生命と財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。
新	<p>① 市は、市民の生命と財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。</p> <p>② 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るために、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。</p>

(2) 変更理由

東日本大震災以降、益々、市民の自助・共助の重要性が高まっているため、新の②の役割を加えてはどうかといったご意見を受けて、確かに、青森県全体として、自主防災組織を充実させなければいけないという課題があることから、その課題解決に向かって欲しいと考えたため

5 住民投票《方針》（中間報告書40頁、最終報告書43頁）

(1) 新旧対照表

旧	<p>ア 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意見を確認するため、住民投票を実施することができるものとします。</p> <p>イ 市民及び市は、アの規定により住民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならないものとします。</p> <p>ウ ア及びイに定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。</p>
新	<p>ア 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（ウの条例で定める者をいいます。）の意見を確認するため、住民投票に係る条例案を議会に提出することができるものとします。</p> <p>イ 市は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p> <p>ウ ア及びイに定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。</p>

(2) 変更理由

住民投票は、まちづくりにおいて、その主体が意思表示をするための最終手段としてとらえ、この条例の中では、「① 実施できること。」、「② 結果の尊重」を定めることとし、住民投票制度全体では、非常に論点が多く、当委員会では議論し難い案件であることから、この条例の中で定める3つ目として、「③ それ以外の項目は、別に条例で定める。」としておりましたが、その3つを表現するに当たっても、様々な誤解を与える内容であるといったご意見をいただいたことから、より的確な表現にすべきであると考えたため

【IV 資料】

1 弘前市自治基本条例市民検討委員会条例（平成 24 年弘前市条例第 3 号）

※ 弘前市附屬機関設置条例（平成 26 年弘前市条例第●号。以下「新条例」といいます。）の施行（平成 26 年 4 月 1 日）に伴い、弘前市自治基本条例市民検討委員会条例は廃止となります。当委員会は、新条例附則第 3 項の規定により同一性を持って存続いたします。
なお、新条例の内容については、市ホームページ等でご覧ください（市ホームページ掲載予定 平成 26 年 6 月頃）。

弘前市自治基本条例市民検討委員会条例

平成 24 年 3 月 22 日
弘前市条例第 3 号

改正 平成 25 年 3 月 22 日弘前市条例第 4 号

（設置）

第 1 条 本市の自治基本条例の制定に向けて、自治の基本理念、行政運営の基本原則等を検討し、その方向性及び内容を示すため、弘前市自治基本条例市民検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、自治基本条例に関する事項について調査審議する。

（委員）

第 3 条 検討委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員は、当該調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

（委員長）

第 4 条 検討委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の意見聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、市民文化スポーツ部市民協働政策課において処理する。

本条…一部改正〔平成25年条例4号〕

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（最初の検討委員会の会議の招集）

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

（庶務に関する経過措置）

3 この条例の施行の日から平成24年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「市民環境部市民との協働推進課」とあるのは、「市民環境部市民生活課」とする。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

4 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 弘前市自治基本条例市民検討委員会 委員名簿 (H24. 6. 18 現在)

No.	条例	分野	団体	役職	氏名
1	知識経験者 § 3②(1)	地域社会 社会教育	弘前大学	名誉教授	佐藤 三三
2		地方自治	青森中央学院大学	専任講師	佐藤 淳
3	公共的団体等 § 3②(2)	農業	つがる弘前農業協同組合	弘前北 地区部長	柴田 雅子
4		商工・観光	弘前商工会議所	専務理事	工藤 茂起
5		市民活動	弘前市町会連合会	副会長	福士 竹廣
6		市民活動 NPO 法人等	特定非営利活動法人 弘前こどもコミュニティ・ ピーぷる	代表理事	清野眞由美
7			特定非営利活動法人 スポーツネット弘前	クラブ マネージャー	鹿内 葵
8		教育	弘前市社会教育協議会	会長	阿部 精一
9		福祉	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	事務局長	島 浩之
10		公募			蟻塚 学
11	その他 § 3②(3)	公募			村上早紀子
12		公募			三橋 ノブ

備考 § 3②(1)～(3)は、弘前市自治基本条例市民検討委員会条例の条・項・号を表しています。

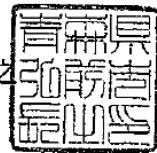
3 諒問書(写)



弘市推発第 52 号
平成24年6月18日

弘前市自治基本条例
市民検討委員会委員長 殿

弘前市長 葛西憲之



弘前市自治基本条例市民検討委員会条例(平成24年弘前市条例第3号)
第2条の規定に基づき自治基本条例に関する事項について、次のとおり諮問
します。

諮問

- 1 自治基本条例に盛り込むべき項目、その内容等について
- 2 自治基本条例素案について

留意事項

答申までの流れは、次のとおり。

- ア 委員会の活動内容、方法等及びスケジュールの審議及びそれら報告書の提出
- イ 中間報告書の作成・提出
- ウ 中間報告書に対する市民の意見集約
- エ ウの内容並びに市長が集約する議会及び市の執行機関の意見を踏まえ、中間報告書の審議
- オ 「1 自治基本条例に盛り込むべき項目、その内容等について」に関する答申
- カ オの後に執行機関で作成する条例素案の審議
- キ 「2 自治基本条例素案について」に関する答申

※「2 自治基本条例素案について」の資料は、別途提出いたします。

4 調査審議の経過

(1) 会議の内容等

回数	開催年月日等	主な内容	傍聴者
【平成24年度】			
1 会議受理	H24.6.18(月) 18:00~18:32	・委嘱状交付 ・市長挨拶 ・委員長の互選、諮問書の受理 等	1人
2	H24.7.23(月) 18:00~19:45	・勉強会(庁内プロジェクトチームと合同) ⇒ テーマ「自治基本条例」 ～まちを元気にするための仕組みづくり～	8人
3	H24.8.23(木) 18:00~20:03	・勉強会(庁内プロジェクトチームと合同) ⇒ テーマ「自治基本条例」 ～まちを元気にするための仕組みづくり～	9人
4	H24.8.29(水) 18:00~20:08	・審議 ⇒ 活動内容、方法等及びスケジュールについて	11人
5	H24.9.3(月) 18:00~19:50	・審議 ⇒ 活動内容、方法等及びスケジュールについて ⇒ 条例に盛り込むべき項目について	7人
6	H24.9.24(月) 18:00~19:41	・審議 ⇒ 条例に盛り込むべき項目について	8人
報告 1	H24.9.28(金)	・弘前市自治基本条例市民検討委員会の活動内容 、方法等及びスケジュールについて(報告) (当委員会委員長 → 市長)	—
7	H24.10.15(月) 18:00~20:01	・審議 ⇒ 主体とその役割について	8人
8	H24.11.12(月) 18:00~19:56	・審議 ⇒ 主体とその役割について	7人
9	H24.12.10(月) 18:00~19:56	・審議 ⇒ 主体とその役割について	6人
10	H24.12.17(月) 18:00~20:05	・審議 ⇒ 主体とその役割について	3人

H26.3.10（月）開催
弘前市自治基本条例市民検討委員会第29回会議 参考資料2【審議前】

回数	開催年月日等	主な内容	傍聴者
11	H25.1.21(月) 18:00~20:02	・審議 ⇒ 仕組みについて	3人
12	H25.1.28(月) 18:00~20:04	・審議 ⇒ 仕組みについて	3人
13	H25.2.4(月) 18:00~19:57	・審議 ⇒ 仕組みについて	4人
14	H25.2.18(月) 18:00~19:56	・審議 ⇒ 仕組みについて	3人
15	H25.3.4(月) 18:00~20:05	・審議 ⇒ 仕組みについて	5人
16	H25.3.18(月) 18:00~19:57	・審議 ⇒ 仕組みについて	2人
報告 2	H25.3.19(火)	・弘前市自治基本条例市民検討委員会のスケジュールの一部変更について（報告） （当委員会委員長 → 市長）	—

【平成25年度】

17	H25.4.15(月) 18:00~19:37	・審議 ⇒ 基本理念・基本原則について	5人
18	H25.4.22(月) 18:00~20:02	・審議 ⇒ その他の項目について (国その他の機関との連会、実効性の確保等)	4人
19	H25.5.13(月) 18:00~19:51	・審議 ⇒ 基本理念・基本原則について	6人
20	H25.5.27(月) 18:00~20:01	・審議 ⇒ 前文について ⇒ その他の項目について（目的及び題名）等	5人
21	H25.6.24(月) 18:00~19:53	・審議 ⇒ 中間報告書案について	13人

H26.3.10(月)開催
弘前市自治基本条例市民検討委員会第29回会議 参考資料2【審議前】

回数	開催年月日等	主な内容	傍聴者
22	H25.7.8(月) 18:00~20:10	・審議 ⇒ 中間報告書案について	11人
23	H25.7.22(月) 18:00~20:07	・審議 ⇒ 中間報告書案について	7人
報告 3	H25.7.29(月) 13:00	・【中間報告書(※)の提出】 (当委員会委員長 → 市長)	—
24	H25.8.19(月) 18:00~18:54	・審議 ⇒ 中間報告に対する市民の意見集約について	—
調査 ①	H25.10.30(水) 15:28~16:40	・中間報告書に対する意見聴取 (公益社団法人弘前法人会)	—
②	H25.11.11(月) 16:00~17:18	・中間報告書に対する意見聴取 (弘前市町会連合会)	—
③	H25.11.12(火) 19:00~19:56	・中間報告書に対する意見聴取 (特定非営利活動法人コミュニティネットワー クキャスト)	—
④	H25.11.19(火) 19:00~20:11	・中間報告書に対する意見聴取 (学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシア ム 学生委員会「いしてまい」)	—
⑤	H25.12.3(火) 15:30~16:38	・中間報告書に対する意見聴取 (公益社団法人弘前青年会議所)	—
⑥	H25.12.26(木) 14:35~16:03	・中間報告書に対する意見聴取 (青森県立弘前高等学校JRC部)	—
受理 2	H26.1.22(水) 10:30	・「「自治基本条例に関する事項(答申)」中間報告 書に対する意見について」の受理 (市長 → 当委員会委員長)	—
25	H26.1.27(月) 18:00~20:14	・審議 ⇒ 中間報告書の修正について	8人

※ 中間報告書(市ホームページ: トップ>行政情報>計画・取り組み>自治基本条例)
→ http://www.city.hirosaki.aomori.jp/gyosei/keikaku/jichi/file/chukan_all.pdf

H26. 3. 10 (月) 開催
弘前市自治基本条例市民検討委員会第 29 回会議 参考資料 2 【審議前】

回数	開催年月日等	主な内容	傍聴者
26	H26. 2. 3(月) 17:30～20:30	・審議 ⇒ 中間報告書の修正について	4人
27	H26. 2. 10(月) 17:30～20:29	・審議 ⇒ 中間報告書の修正について	9人
28	H26. 2. 17(月) 18:00～20:50	・審議 ⇒ 中間報告書の修正について	4人
29	H26. 3. 10(月) 17:30～●	・審議 ⇒ 最終報告書案について	●人
答申 1	H26. 3. ●(●) ●：●	・最終報告書の提出 (答申 1) (当委員会委員長 → 市長)	—

	会議 (審議)	調査	受理	報告	答申
平成 24 年度	16回	一回	1回	2回	—
平成 25 年度	13回	6回	1回	1回	1回
合計	29回	6回	2回	3回	1回

(2) 会議等の様子



委嘱（第 1 回会議）



諮問（第 1 回会議）



勉強会（第 2 回会議）



審議（第 5 回会議）



審議（第 19 回会議）



提出（中間報告書）

H26. 3. 10 (月) 開催
弘前市自治基本条例市民検討委員会第 29 回会議 参考資料 2 【審議前】



調査（意見聴取）



調査（意見聴取）



調査（意見聴取）



調査（意見聴取）



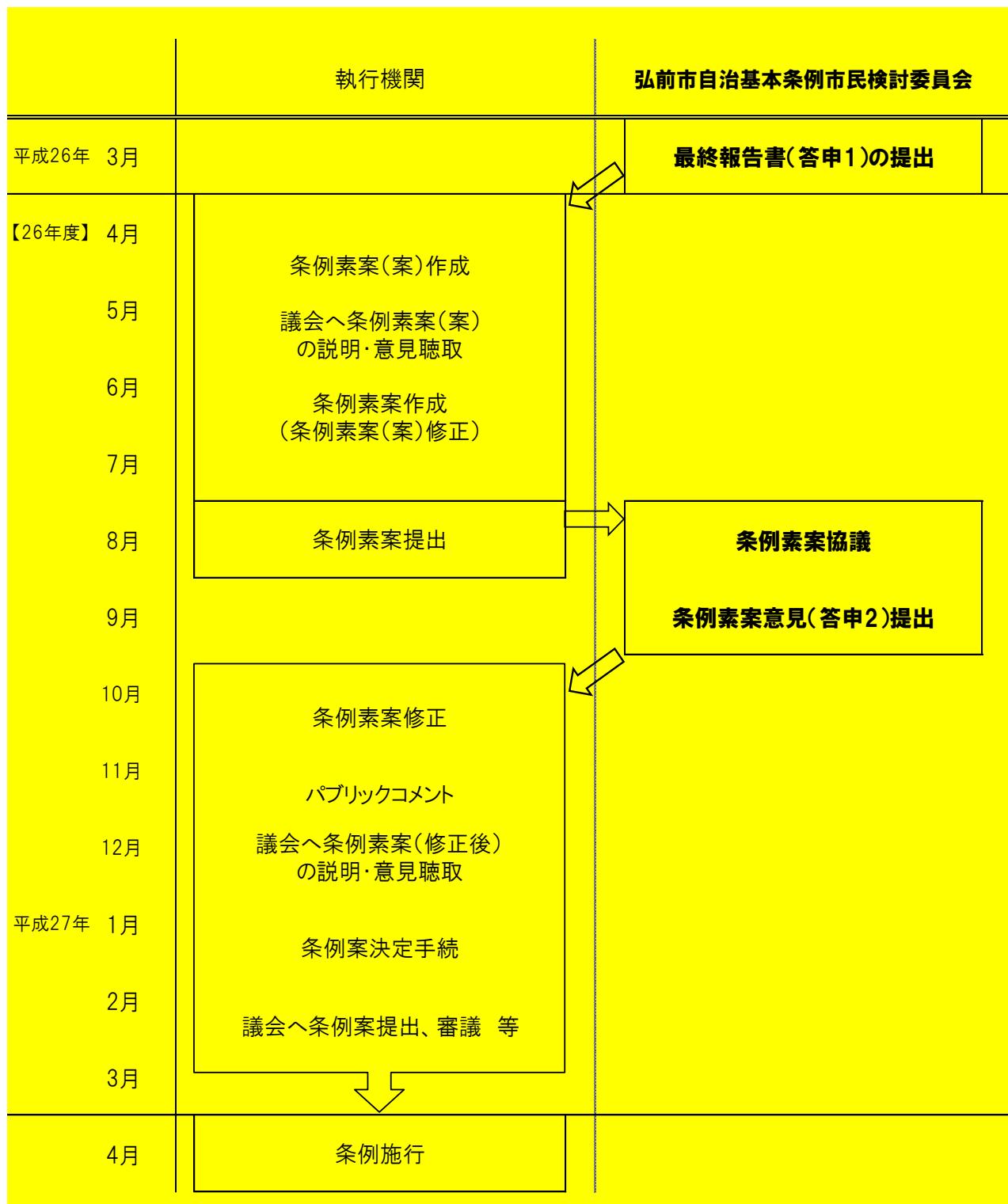
受理（中間報告書に対する意見書）



審議（第 25 回会議）

5 今後のスケジュール

今後、当委員会では、この最終報告書を基に執行機関が作成する条例素案を審議し、その結果を市長へ答申いたします。



「自治基本条例に関する事項（答申）」最終報告書

平成26年3月

作成 弘前市自治基本条例市民検討委員会

問い合わせ先

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市 市民文化スポーツ部 市民協働政策課 市民協働係

電話 0172-40-7108 (直通)

FAX 0172-35-7956

Eメールアドレス shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp